

令和3年度版

青森県の男女共同参画の現状と施策

～ 男女が わかち合い ささえ合う 青森県 ～

青 森 県

目 次

第1部 青森県における男女共同参画の現状

I 男女がともに活躍できる環境づくりに関する現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況	2
(2) 審議会等における女性の登用状況	3
(3) 県における女性管理職の登用状況	4
(4) 管理的職業従事者に占める女性の割合	4

2 女性の人財育成と能力開発の状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況	5
(2) 大学・短期大学等への進学率	5
(3) 進学者の学部学科別比率	6
(4) 女性の人財育成講座（ウィメンズアカデミー）の開催状況	6

3 仕事と生活の調和や雇用等に関する状況

(1) 本県における労働力人口	7
(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率	7
(3) 女性就業者数の推移	9
(4) 男女別所定内給与額	10
(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況	10
(6) 年間総労働時間	11
(7) 男女別育児休業制度の利用状況	11
(8) 男性の家事・育児等への参画状況	12
(9) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	12

4 農林水産業等における状況

(1) 家族経営協定締結農家数	13
(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況	13
(3) 農山漁村女性の起業等の状況	14
(4) 漁業における女性就業者数	14
(5) 農業、商工分野における女性役員等の状況	15

II 安心して暮らせる社会づくりに関する現状

1 地域社会における状況

(1) 消防団員に占める女性団員の割合	16
(2) 自治会長に占める女性の割合	16

2	女性に対する暴力の状況	
(1)	配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	17
(2)	警察におけるDV相談取扱状況	17
(3)	あおもり性暴力被害者支援センターにおける相談総数等	18
Ⅲ	男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状	
	男女共同参画に関する意識	19
	<資料> 青森県の人口	20
第2部	青森県における男女共同参画の施策	
1	県の推進体制	25
2	第4次あおもり男女共同参画プラン21	28
3	男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業	32
第3部	資料編	
1	市町村における男女共同参画の状況	
(1)	男女共同参画に関する条例の制定状況	68
(2)	男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況	68
(3)	市町村議会議員の状況	70
(4)	庁内推進体制整備状況	71
(5)	諮問機関設置状況	71
(6)	男女共同参画・女性のための総合的な施設	71
(7)	市町村男女共同参画行政担当窓口	72
2	参考資料	
(1)	青森県男女共同参画推進条例	74
(2)	青森県男女共同参画推進本部設置要綱	76
(3)	青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例	79
(4)	青森県附属機関に関する条例(抜粋)	82
(5)	青森県男女共同参画審議会委員名簿	84
(6)	男女共同参画の推進に関する年表	85

第 1 部

青森県における男女共同参画の現状

I 男女がともに活躍できる環境づくりに関する現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況

令和2年12月31日現在の県議会議員総数47人（定数48人）のうち女性は3人で、女性の割合は6.4%となっている。

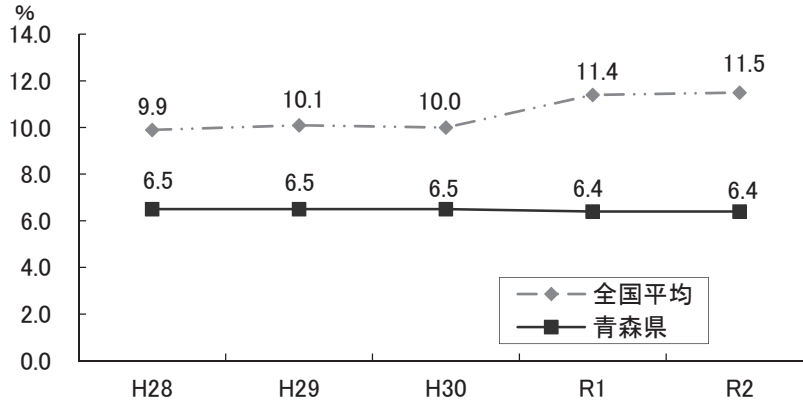
また、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」によると、市町村議員総数は576人で、女性は50人（8.7%）、男性は526人（91.3%）となっている。

内訳は、市議会議員は227人で、女性が34人（15.0%）、男性が193人（85.0%）、町村議会議員は349人で、女性が16人（4.6%）、男性が333人（95.4%）となっている。

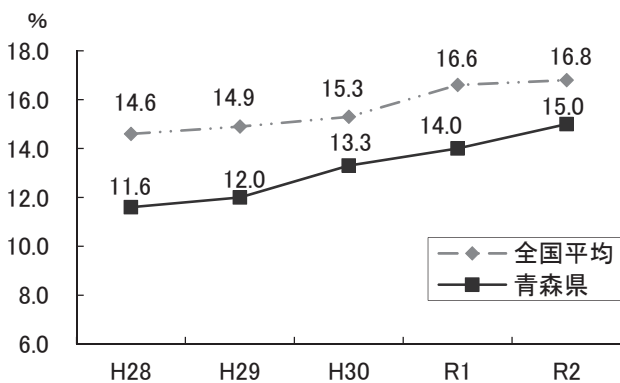
最近の県議会議員一般選挙における議員数（各年12月31日現在）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総議員数	46人	46人	46人	47人	47人
うち女性議員数	3人	3人	3人	3人	3人
女性比率	6.5%	6.5%	6.5%	6.4%	6.4%

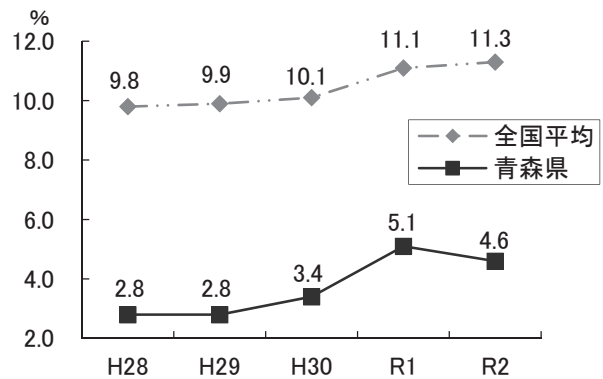
県議会における女性議員の割合



市議会における女性議員の割合



町村議会における女性議員の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

(2) 審議会等における女性の登用状況

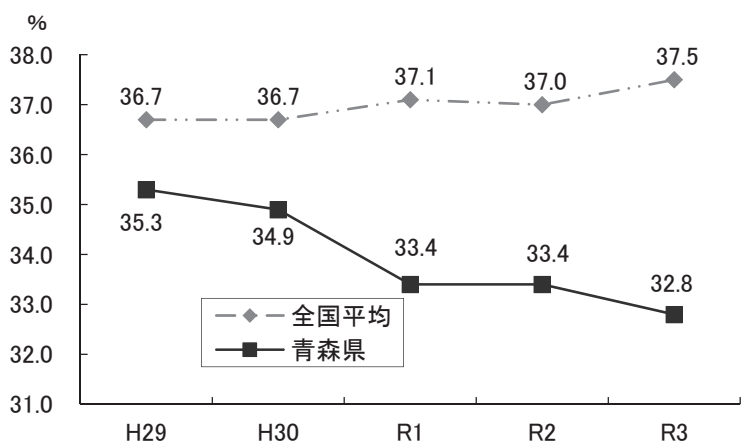
令和3年4月1日現在、県が設置する審議会等数は74で、うち59審議会等で女性委員を登用しており、その割合は79.7%である。また、女性委員数は前年より減少し、委員総数は増加したことから、登用率は前年比0.6ポイント減の32.8%（委員総数970人中、女性318人）となっている。

県の各種審議会等への登用状況（各年4月1日現在）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
機関数	78	79	79	73	74
うち女性を含む機関数（割合）	70 (89.7%)	71 (89.9%)	65 (82.3%)	59 (80.8%)	59 (79.7%)
委員数	1,006人	1,048人	1,040人	961人	970人
うち女性委員数（割合）	355人 (35.3%)	366人 (34.9%)	347人 (33.4%)	321人 (33.4%)	318人 (32.8%)

資料：青少年・男女共同参画課

県の審議会等における女性委員の割合【成果目標（令和3年度末） 40%以上】



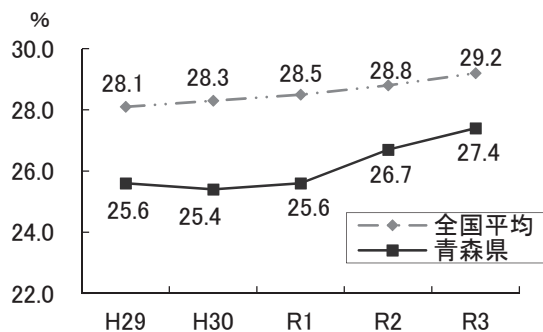
資料：青少年・男女共同参画課
※「全国平均」は政令指定都市を除く。

市の審議会等（一部事務組合を含む）については、令和3年4月1日現在、総数349で、うち301審議会等で女性委員を登用しており、その割合は86.2%である。また、女性委員の登用率は前年比0.7ポイント増の27.4%（委員総数4,626人中、女性1,267人）となっている。

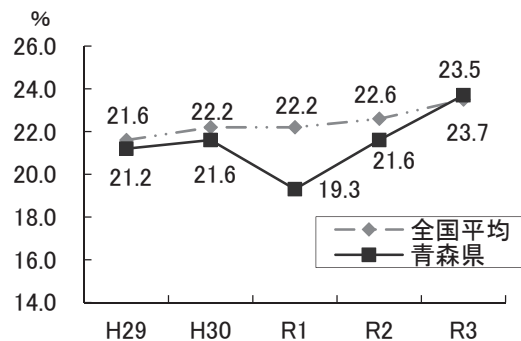
町村の審議会等（一部事務組合を含む）については、令和3年4月1日現在、総数397で、うち332審議会等で女性委員を登用しており、その割合は83.6%である。また、女性委員の登用率は前年比2.1ポイント増の23.7%（委員総数4,477人中、女性1,059人）となっている。

なお、市町村審議会等全体でみると、女性委員が登用されている審議会等の割合は、84.9%（審議会等総数746中、633審議会等）、女性委員の登用率は25.6%（委員総数9,103人中、女性2,326人）となっている。

市の審議会等における女性委員の割合



町村の審議会等における女性委員の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 県における女性管理職の登用状況

令和3年4月1日現在の女性管理職の登用状況については、管理職（知事部局、各種委員会、病院局、教育庁、警察の課長相当職以上に就く者）の総数は679人で、うち女性は63人（9.3%）となっている。

女性管理職の登用状況（各年4月1日現在）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
管理職 職員数	701人	684人	693人	691人	679人
うち女性職員数	52人	55人	63人	66人	63人
女性比率	7.4%	8.0%	9.1%	9.6%	9.3%
(参考) 全国	9.0%	9.7%	10.3%	11.1%	11.8%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(4) 管理的職業従事者に占める女性の割合

平成29年就業構造基本調査によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は14.2%で、全国と比べると低くなっている。

管理的職業従事者に占める女性の割合

	総数	うち女性	女性比率
青森県	15,400人	2,200人	14.2%
全国	1,528,100人	226,600人	14.8%

資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成

※「管理的職業従事者」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の充実・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものを指す。公務員も含まれる。

2 女性の人財育成と能力開発の状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況

令和2年度（令和3年3月）高等学校（全日制・定時制課程）卒業者の進学状況を学校種類別にみると、大学（学部）への進学者数は4,672人で、うち女子は2,208人となり、47.3%を占めている。また、短期大学（本科）への進学者数は519人で、うち女子は444人となり、85.5%を占め、短期大学については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

高等学校卒業者の進学状況（令和3年5月1日現在）

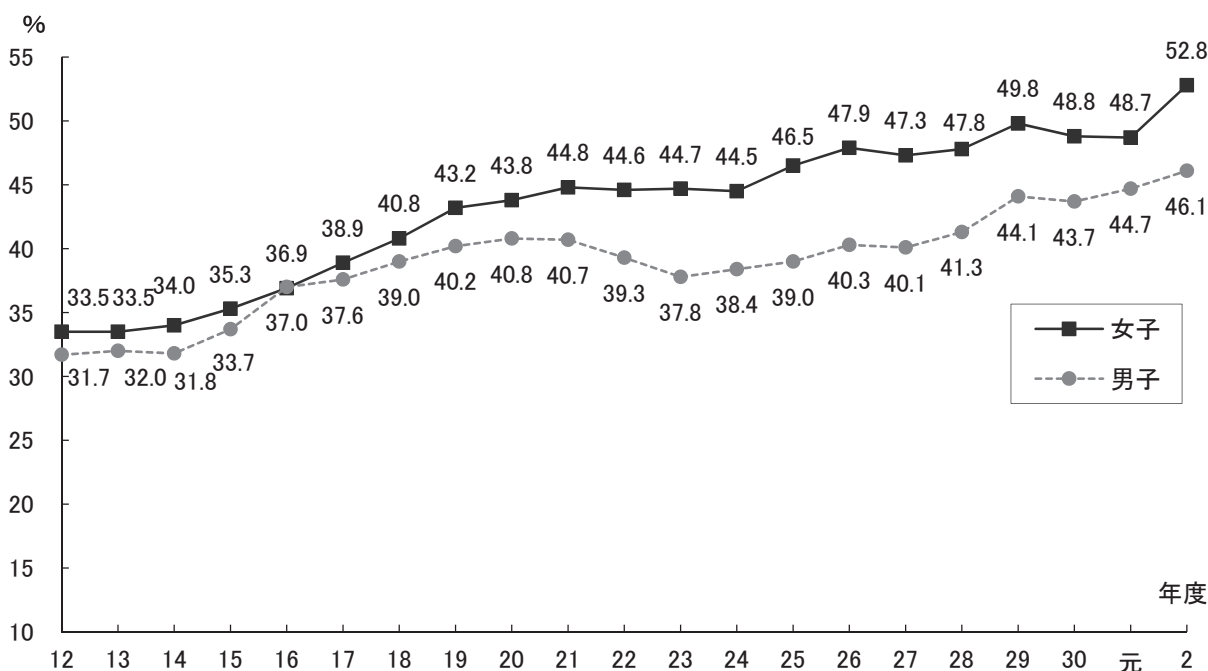
	令和3年3月 高等学校 卒業生数	進学者数		左の学校種類別進学者数					
		進学者数	進学率	大学（学部）		短期大学（本科）		その他	
					割合		割合		割合
女子	5,194人	2,744人	(51.5%) 52.8%	2,208人	(47.3%) 42.5%	444人	(85.5%) 8.5%	92人	(66.2%) 1.8%
男子	5,604人	2,586人	(48.5%) 46.1%	2,464人	(52.7%) 44.0%	75人	(14.5%) 1.3%	47人	(33.8%) 0.8%
計	10,798人	5,330人	(100%) 49.4%	4,672人	(100%) 43.3%	519人	(100%) 4.8%	139人	(100%) 1.3%

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

進学率の上段は進学者数の合計に対して、下段は男女別の卒業生数に対する比率である。学校種類別進学者数の割合の上段は進学先ごとの合計に対して、下段は男女別の卒業生数に対する比率である。

(2) 大学・短期大学等への進学率

令和2年度（令和3年3月）高等学校（全日制・定時制課程）卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率は52.8%となり、前年より4.1ポイント上昇している。



資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

(3) 進学者の学部学科別比率

学部学科別にみた女子の進学者の比率は、大学（学部）では保健（27.9%）が最も多く、次いで社会科学（26.6%）、人文科学（13.8%）の順になっている。短期大学（本科）では教育（40.5%）が最も多く、次いで家政（25.2%）、保健（8.8%）の順になっている。

進学者の学部学科別比率（令和3年5月1日現在）

大学（学部）				短期大学（本科）			
女子		男子		女子		男子	
保健	27.9%	社会科学	34.8%	教育	40.5%	保健	36.0%
社会科学	26.6%	工学	28.7%	家政	25.2%	家政	17.3%
人文科学	13.8%	保健	10.6%	保健	8.8%	社会科学	14.7%
教育	10.5%	教育	7.4%	社会科学	6.5%	教育	14.7%
工学	6.4%	人文科学	6.3%	人文科学	4.7%	人文科学	2.7%
家政	5.0%	理学	5.5%	芸術	1.1%	工学	1.3%
農学	3.7%	農学	4.3%	工学	—	農学	1.3%
芸術	3.1%	芸術	0.6%	農学	—	芸術	—
理学	1.5%	家政	0.4%	その他	13.1%	その他	12.0%
商船	0.0%	商船	—	※四捨五入のため、構成比率の計が100%にならないこともある。			
その他	1.6%	その他	1.3%				

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

(4) 女性の人財育成講座（ウィメンズアカデミー）の開催状況

青森県男女共同参画センターでは、政策・方針決定の場に参画できる女性人財を育成することを目的に、あおもりウィメンズアカデミーを開講している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域で活躍できる人財の育成を目指した「地域女性リーダーコース」を開催せず、過去の修了生のフォローアップのため、修了生の現在の取組状況等を掲載した活動報告書を作成した。

地域女性リーダーコース修了者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
修了者数	37人	28人	29人	19人	—

資料：青森県男女共同参画センター

また、平成29年度からは、企業等で働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」を設け、指導的地位や意思決定の場に参画し、キャリアアップ等を図って活躍できる人財の育成を目指しており、令和2年度はYouTubeを活用したオンデマンド配信講座とし、72人が受講した。

働く女性リーダーコース受講者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受講者数	56人	50人	51人	72人

資料：青森県男女共同参画センター

3 仕事と生活の調和や雇用等に関する状況

(1) 本県における労働力人口

本県の労働力人口（15歳以上人口のうち就業者数と完全失業者数の合計）は男女ともに年々減少しており、平成27年の女性労働力人口は299,214人で、平成22年と比べ10,186人減少した。労働力人口の男女別構成比では、女性の占める割合が年々増加しており、平成27年は女性が45.3%で、平成22年と比べ1.3ポイント増加している。

(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率

労働力率（就業者数と完全失業者数を合わせた「労働力人口」が、15歳以上の人口に占める割合）は、平成27年は女性49.5%、男性69.5%となっており、平成22年と比べると、男性の労働力率が2.2ポイント減少しているのに対し、女性の労働力率は0.7ポイント増加している。

15歳以上人口・労働力人口・非労働力人口

	年次	15歳以上人口	内訳		労働力率	労働力人口の男女別構成比
			労働力人口	非労働力人口		
総数	平成17年	1,237,418人	748,122人	475,552人	61.1%	—
	平成22年	1,196,355人	702,668人	479,058人	59.5%	—
	平成27年	1,148,807人	661,082人	464,278人	58.7%	—
女性	平成17年	659,938人	326,517人	327,845人	49.9%	43.6%
	平成22年	640,831人	309,400人	323,984人	48.8%	44.0%
	平成27年	616,174人	299,214人	305,432人	49.5%	45.3%
男性	平成17年	577,480人	421,605人	147,707人	74.1%	56.4%
	平成22年	555,524人	393,268人	155,074人	71.7%	56.0%
	平成27年	532,633人	361,868人	158,846人	69.5%	54.7%

※「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15歳以上人口」と一致しないのは不詳分があるため。

資料：総務省「国勢調査」

女性労働力人口を年齢階級別にみると、平成27年は平成22年に比べ40～44歳と60歳以上で増加しているが、その他の年齢階級では総じて減少している。

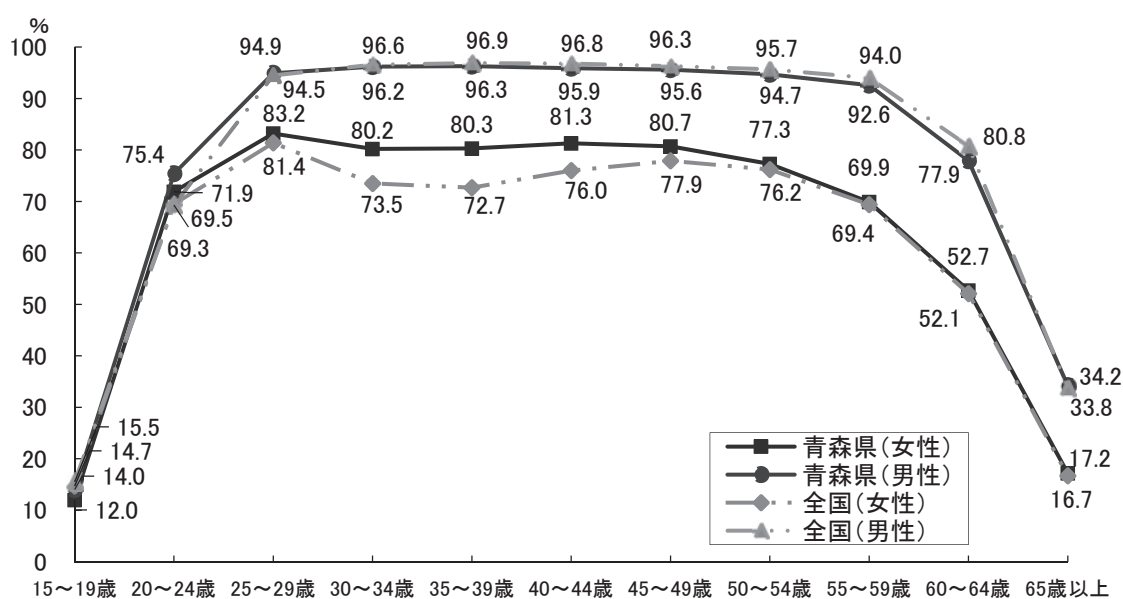
女性の年齢階級別労働力人口

	平成17年		平成22年		平成27年	
	労働力人口	割合	労働力人口	割合	労働力人口	割合
総数	326,517人	100%	309,400人	100%	299,214人	100%
15～19歳	5,840人	1.8%	4,278人	1.4%	3,456人	1.2%
20～24歳	25,850人	8.0%	20,056人	6.5%	16,893人	5.6%
25～29歳	30,387人	9.3%	25,581人	8.3%	21,060人	7.0%
30～34歳	31,906人	9.8%	29,240人	9.4%	25,181人	8.4%
35～39歳	31,272人	9.6%	33,188人	10.7%	29,682人	9.9%
40～44歳	34,524人	10.6%	33,346人	10.8%	34,701人	11.6%
45～49歳	37,252人	11.4%	34,822人	11.3%	33,715人	11.3%
50～54歳	40,092人	12.3%	35,431人	11.4%	33,713人	11.3%
55～59歳	37,403人	11.5%	35,489人	11.5%	32,950人	11.0%
60～64歳	20,934人	6.4%	27,272人	8.8%	28,497人	9.5%
65歳以上	31,057人	9.6%	30,697人	9.9%	39,366人	13.2%

資料：総務省「国勢調査」

また、平成27年国勢調査によると、男女別・年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いている。これは本県のみならず、日本の女性労働力率の特徴となっているが、本県の女性の労働力率は、20歳以上の年代においては全国平均より高く、M字カーブも緩やかである。

男女別・年齢階級別労働力率（平成27年）



資料：総務省「国勢調査」

(3) 女性就業者数の推移

平成 27 年国勢調査によると、本県の女性就業者は 286,578 人となっており、労働人口の減少に伴い就業者数も年々減少している。しかし、産業分野別でみると、医療・福祉、卸売業・小売業、サービス業を中心とする第 3 次産業では、平成 22 年から平成 27 年にかけて女性就業者が増加しており、平成 27 年には女性就業者数全体の 73.2%を占めている。なお、平成 27 年の女性労働力人口から女性就業者数を除いた完全失業者数は 12,636 人となっている。

女性就業者数の推移

年度	就業者数			増加率		産業別割合		
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 17 年 →平成 22 年	平成 22 年 →平成 27 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	685,401 人	639,584 人	625,970 人	△6.7%	△2.1%	—	—	—
女性	304,052 人 (44.4%)	287,865 人 (45.0%)	286,578 人 (45.8%)	△5.3%	△0.4%	100%	100%	100%
第 1 次産業	43,348 人	34,969 人	32,587 人	△19.3%	△6.8%	14.3%	12.1%	11.4%
第 2 次産業	43,890 人	37,071 人	35,503 人	△15.5%	△4.2%	14.4%	12.9%	12.4%
第 3 次産業	214,158 人	208,445 人	209,731 人	△2.7%	0.6%	70.4%	72.4%	73.2%
分類不能	2,656 人	7,380 人	8,757 人	—	—	0.9%	2.6%	3.0%

資料：総務省「国勢調査」

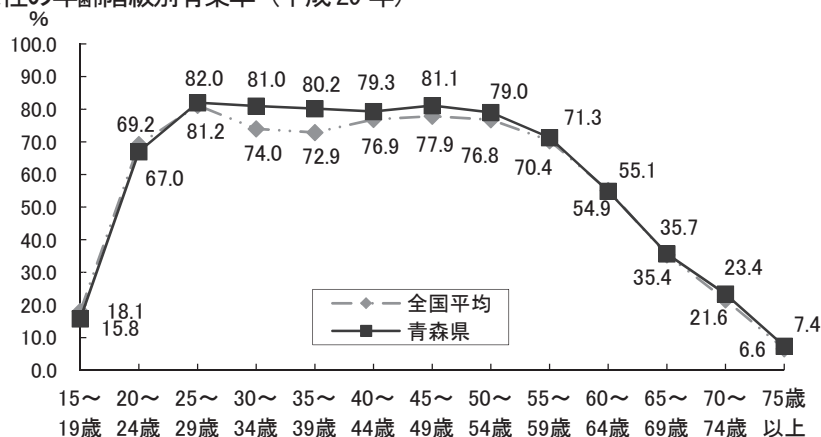
一方、平成 29 年就業構造基本調査によると、本県における女性の無業者のうち就業を希望する者は 47,100 人で、就業希望者比率は 15.2%となっている。また、年齢階級別有業率は 25 歳～29 歳でピークの 82.0%となり、30 歳～34 歳では 81.0%、35 歳～39 歳では 80.2%と M 字カーブはほとんど認められず台形に近い形になっている。

15 歳以上女性無業者総数と就業希望の有無

	①女性無業者総数		就業希望及び求職活動の有無					
	無業者比率	②就業希望者総数				非就業希望者数		
		就業希望者比率②/①	③求職者数	求職者比率③/①	非求職者数			
平成 29 年	310,100 人	50.9%	47,100 人	15.2%	17,600 人	5.7%	29,300 人	257,100 人
平成 24 年	337,400 人	53.2%	64,100 人	19.0%	26,700 人	7.9%	37,300 人	271,900 人

資料：総務省「就業構造基本調査」

女性の年齢階級別有業率（平成 29 年）



資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

(4) 男女別所定内給与額

令和2年賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は206,200円となっており、男性の所定内給与額の77.6%となっている。

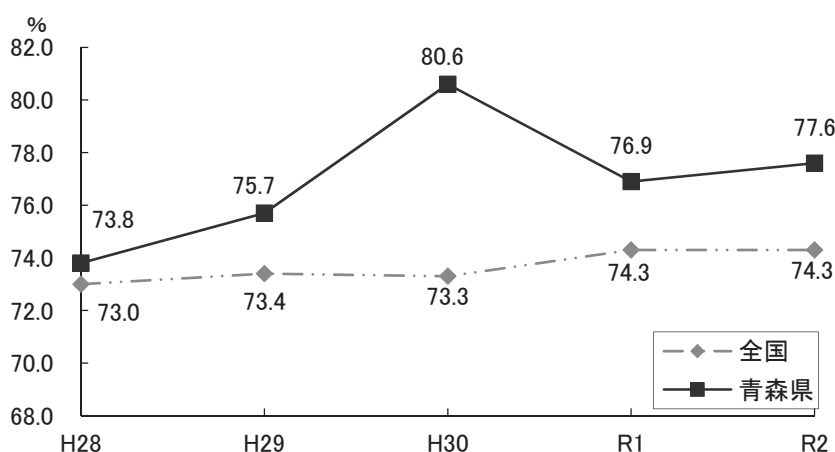
全国の女性の所定内給与額の平均は251,800円となっており、男性の所定内給与額の74.3%となっている。

男女別一般労働者の所定内給与額（令和2年）

	青森県			女性の水準 (男性=100)	全国		
	所定内給与額		女性の水準 (男性=100)		所定内給与額		女性の水準 (男性=100)
	女性	男性			女性	男性	
産業計	206,200円	265,700円	77.6%	251,800円	338,800円	74.3%	
(年齢)	44.6歳	45.4歳	—	42.0歳	43.8歳	—	
(勤続年数)	10.7年	13.4年	—	9.3年	13.4年	—	

資料：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移



資料：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」
※男性を100として算出している。

(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

令和2年の本県の女性パートタイム労働者の実態をみると、平均年齢49.6歳、平均勤続年数7.3年、1日当たり所定内実労働時間5.2時間、1時間当たり所定内給与額は1,017円となっている。

本県パートタイム労働者の労働実態（産業計）（令和2年）

	平均年齢	平均勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数
女性	49.6歳	7.3年	18.3日	5.2時間	1,017円	39,400円	55,100人
男性	46.8歳	6.2年	16.5日	4.8時間	1,367円	27,200円	16,620人

資料：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

(6) 年間総労働時間

令和2年毎月勤労統計調査結果（事業所規模5人以上）によると、本県の年間総労働時間は1,768.8時間で、全国の1,621.2時間に比べ147.6時間多い。

所定内労働時間は、1,656.0時間で、全国の1,510.8時間に比べ145.2時間多い。

所定外労働時間は、112.8時間で、全国の110.4時間に比べ2.4時間多い。

年間出勤日数は、236.4日で、全国の212.4日に比べ24.0日多い。

年間労働時間・出勤日数

	青森県			全国		
	令和元年	令和2年	前年比(差)	令和元年	令和2年	前年比(差)
総労働時間	1,800.0時間	1,768.8時間	△1.7%	1,669.2時間	1,621.2時間	△2.9%
所定内労働時間	1,682.4時間	1,656.0時間	△1.6%	1,542.0時間	1,510.8時間	△2.0%
所定外労働時間	117.6時間	112.8時間	△4.1%	127.2時間	110.4時間	△13.2%
出勤日数	237.6日	236.4日	(△1.2日)	216.0日	212.4日	(△3.6日)

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(全国) 統計分析課「毎月勤労統計調査地方調査」(青森県)

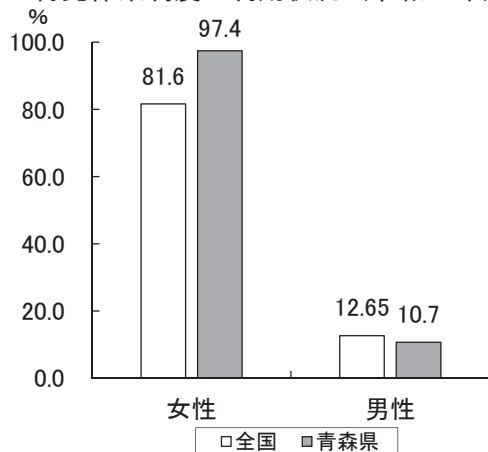
※総労働時間、所定内労働時間及び出勤日数については、各月間平均値を12倍し算出。所定外労働時間については、総労働時間から所定内労働時間を差し引いて算出。

(7) 男女別育児休業制度の利用状況

令和2年度雇用均等基本調査によると、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間に在職中に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、令和2年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は、全国で、女性81.6%に対し、男性は12.65%であった。

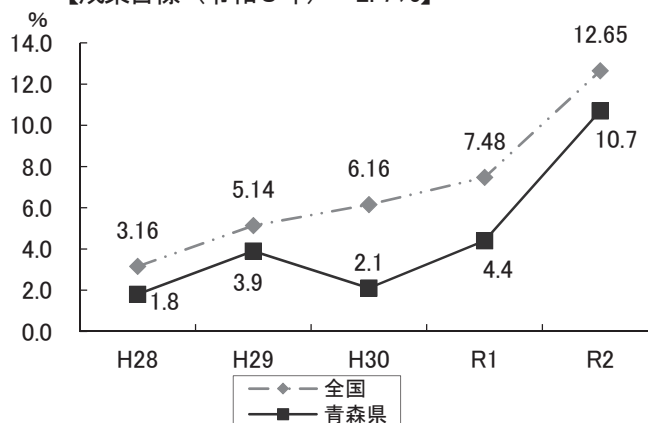
一方、令和2年青森県中小企業等労働条件実態調査（労政・能力開発課）によると、青森県内の事業所における令和2年1月1日から令和2年12月31日までの育児休業制度の利用状況は、出産した女性の97.4%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は10.7%であった。

育児休業制度の利用状況（令和2年）



男性の育児休業取得率の推移

【成果目標（令和3年） 2.7%】



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(全国) 労政・能力開発課「中小企業等労働条件実態調査」(青森県)

※全国と本県では、基準とする期間が異なる。また本県の調査は中小企業の平均値ではなく、傾向を把握するための参考値である。

(8) 男性の家事・育児等への参画状況

平成 28 年社会生活基本調査によると、6 歳未満の子どもがいる本県の夫及び妻の家事・育児関連時間は、夫が 1 時間 14 分、妻が 6 時間 40 分であり、平成 23 年調査と比べると、夫は 23 分、妻は 5 分増加している。

6 歳未満の子どもがいる夫及び妻の家事・育児関連時間

	青森県				全国平均			
	夫		妻		夫		妻	
	平成23年	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年	平成28年
家事	9分	17分	3時間37分	2時間57分	12分	17分	3時間35分	3時間7分
介護 ・看護	—	0分	1分	5分	0分	1分	3分	6分
育児	30分	44分	2時間26分	3時間8分	39分	49分	3時間22分	3時間45分
買い物	12分	13分	36分	35分	16分	16分	41分	36分
合計	51分	1時間14分	6時間40分	6時間45分	1時間7分	1時間23分	7時間41分	7時間34分

資料：総務省「社会生活基本調査」

(9) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況

女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行され、常時雇用労働者 301 人以上の国及び地方公共団体以外の事業主（以下、「一般事業主」という。）は、（1）自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、（2）一般事業主行動計画の策定・届出・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報公表などが義務付けられた。（常時雇用労働者 101 人以上 300 人以下の一般事業主については令和 4 年 3 月 31 日までの間は努力義務。常時雇用労働者 100 人以下の一般事業主については努力義務。）

令和 3 年 9 月 30 日現在、本県では、常時雇用労働者 301 人以上の企業においては 122 社中 122 社が一般事業主行動計画を策定・届出し、300 人以下の企業においては 85 社が策定・届出を行っている。

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況（令和 3 年 9 月 30 日現在）

常時雇用労働者 301 人以上の企業			300 人以下の企業
企業数	一般事業主行動計画 届出企業数	届出率	一般事業主行動計画 届出企業数
122 社	122 社	100%	85 社

資料：厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

4 農林水産業等における状況

(1) 家族経営協定締結農家数

農業経営における女性の役割と位置づけを明確にするために、家族間で就業条件等の取り決めを行う「家族経営協定」を文書で締結する農家が増えており、締結農家数は令和3年3月31日現在で1,307戸となっている。

また、令和2年度中に新規締結した32戸のうち、39歳以下の女性がいる農家は10戸となっている。

家族経営協定締結戸数（各年3月31日現在）【成果目標（令和3年度末 1,450戸）】

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
締結農家戸数	1,294戸	1,290戸	1,301戸	1,302戸	1,307戸

資料：農林水産政策課

(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の状況

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや男女共同参画推進会議の開催などにより、農山漁村女性リーダーの育成を行っている。

農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況（各年4月1日現在）

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
方針決定の場への登用	女性の農業委員	44人(6.4%)	56人(10.2%)	53人(9.4%)	56人(10.0%)	56人(10.0%)
	県農政審議会委員の女性の割合	45.0%	45.0%	45.0%	50.0%	50.0%
女性リーダー等の認定	女性農業経営士	2人(1.5%)	1人(0.8%)	1人(0.8%)	0人(0%)	0人(0%)
	女性青年農業士	5人(2.5%)	5人(2.6%)	5人(2.5%)	5人(2.6%)	6人(3.2%)
	V i C ・ ウーマン	352人	343人	325人	297人	262人

※（ ）は女性比率。

資料：農林水産政策課

※「V i C ・ ウーマン」とは、Village Conductor of Woman の略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮するリーダー」を意味する。

(3) 農山漁村女性の起業等の状況

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。

令和3年3月31日現在の女性起業数は325件となり、このうち、個人経営による起業活動は177件、グループ経営による起業活動は148件で、前年と比較するとグループ経営が減少した。起業内容は、直売所での販売や食品加工の取組が多くなっている。

農山漁村女性の起業数（各年3月31日現在）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
個人経営	189件 (51.4%)	185件 (51.0%)	188件 (52.5%)	179件 (51.7%)	177件 (54.5%)
グループ経営	179件 (48.6%)	178件 (49.0%)	170件 (47.5%)	167件 (48.3%)	148件 (45.5%)
合計	368件	363件	358件	346件	325件

資料：農林水産政策課

(4) 漁業における女性就業者数

平成30年の漁業就業者を男女別にみると、女性は1,474人（構成比17.6%）、男性は6,921人（同82.4%）で、平成25年に比べ女性は458人、男性は1,026人それぞれ減少した。

なお、漁業における女性の役割は大きく、特に陸奥湾におけるホタテガイ養殖経営体では、女性をはじめ家族が重要な働き手となっている。

漁業就業者数（各年11月1日現在）

		女性	男性	計
平成20年	人数	2,337人	9,132人	11,469人
	構成比	20.4%	79.6%	100%
平成25年	人数	1,932人	7,947人	9,879人
	構成比	19.6%	80.4%	100%
平成30年	人数	1,474人	6,921人	8,395人
	構成比	17.6%	82.4%	100%

資料：農林水産省「漁業センサス」

(5) 農業、商工分野における女性役員等の状況

令和3年4月1日現在、県内農業委員数に占める女性委員の割合は10.0%、農業協同組合役員に占める女性の割合は8.9%であった。

また、商工会議所・商工会役員に占める女性の割合は7.6%となっている。

県内の農業、商工分野における女性役員等の状況（各年4月1日現在）

	令和2年	令和3年
農業委員に占める女性委員の割合	10.0%	10.0%
女性委員が登用されていない農業委員会数	40委員会中6委員会	40委員会中5委員会
農業協同組合の役員に占める女性の割合	8.9%	8.9%
女性役員がいない農業協同組合数	総合農業協同組合 10農協中1農協	総合農業協同組合 10農協中1農協
商工会議所、商工会役員女性の割合	7.6%	7.6%
女性役員がいない商工会議所、商工会数	49か所中3か所	49か所中3か所

資料：各課調べ（構造政策課 団体経営改善課 商工政策課）

II 安心して暮らせる社会づくりに関する現状

1 地域社会における状況

(1) 消防団員に占める女性団員の割合

消防団員は、少子化・高齢化、産業・就業構造の変化等に伴い、年々減少傾向にある。このような中で、女性消防団員は増加傾向にあることから、女性消防団員の入団を更に加速させるため、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を推進する。

消防団員に占める女性の割合（各年4月1日現在）【成果目標（令和3年度末） 5%】

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
消防団員数	18,844人	18,542人	18,271人	18,013人	17,591人
うち女性団員数	482人	481人	500人	526人	526人
女性比率	2.6%	2.6%	2.7%	2.9%	3.0%

資料：消防保安課

(2) 自治会長に占める女性の割合

地域における指導的地位である自治会長に占める女性の割合について、令和2年は増加しているが、令和3年は横ばいであり、依然として全国平均と比べると低い状況にある。

本県の令和3年4月1日現在の女性自治会長数は158人で、その割合は4.6%である。

自治会長に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
自治会長数	3,490人	3,436人	3,496人	3,393人	3,460人
女性自治会長の いる市町村数	21団体	21団体	20団体	22団体	25団体
女性自治会長数	135人	128人	119人	155人	158人
女性比率	3.9%	3.7%	3.4%	4.6%	4.6%
(参考) 全国	5.4%	5.7%	5.9%	6.1%	6.3%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

2 女性に対する暴力の状況

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、県が設置する女性相談所、6か所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センター、青森市が設置する青森市配偶者暴力相談支援センター及び令和3年10月から八戸市が設置する八戸市配偶者暴力相談支援センターをあわせて計10か所において、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行っている。

令和2年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は1,070件（女性1,064件、男性6件）となっている。

配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（各年3月31日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
青森県	850	797	882	991	1,070
全国	106,367	106,110	114,481	119,276	190,030

資料：こどもみらい課 内閣府

(2) 警察におけるDV相談取扱状況

令和2年に警察に寄せられたDV相談件数は462件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が45件、配偶者暴力防止法違反事件が1件であり、配偶者暴力防止法に基づく保護命令通知件数は10件となっている。

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

DV相談取扱状況

		青森県		全国	
		令和元年	令和2年	令和元年	令和2年
取扱件数		468	462	82,207	82,643
検挙 件数	刑法犯等	66	45	9,090	8,702
	配偶者暴力防止法	0	1	71	76
保護命 令通知 件数	接近禁止命令	3	0	92	106
	接近禁止・退去命令	2	0	19	21
	接近禁止・電話等禁止命令	4	9	1,138	974
	接近禁止・退去・電話等禁止命令	1	1	413	359
	退去命令	0	0	1	0
計		10	10	1,663	1,460

資料：警察本部少年女性安全課 警察庁

(3) あおもり性暴力被害者支援センターにおける相談総数等

平成29年3月30日に県、県警察、公益社団法人あおもり被害者支援センター、青森県産婦人科医会の四者で締結した「性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定」に基づき、平成29年4月1日に県が開設したあおもり性暴力被害者支援センターは、被害を受けた御本人やその御家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点となっており、相談や付添い支援、希望により産婦人科医療機関の紹介や警察への引継ぎなど、被害直後からの総合的な支援を、可能な限り一か所で提供するワンストップ支援センターとしての役割を担っている。

令和2年度にあおもり性暴力被害者支援センターに寄せられた延べ相談総数は434件となっている。

あおもり性暴力被害者支援センターに寄せられた相談総数等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ相談総数	445件	427件	399件	434件
相談実人員	79人	92人	90人	95人
相談事案数	74件	84件	77件	86件

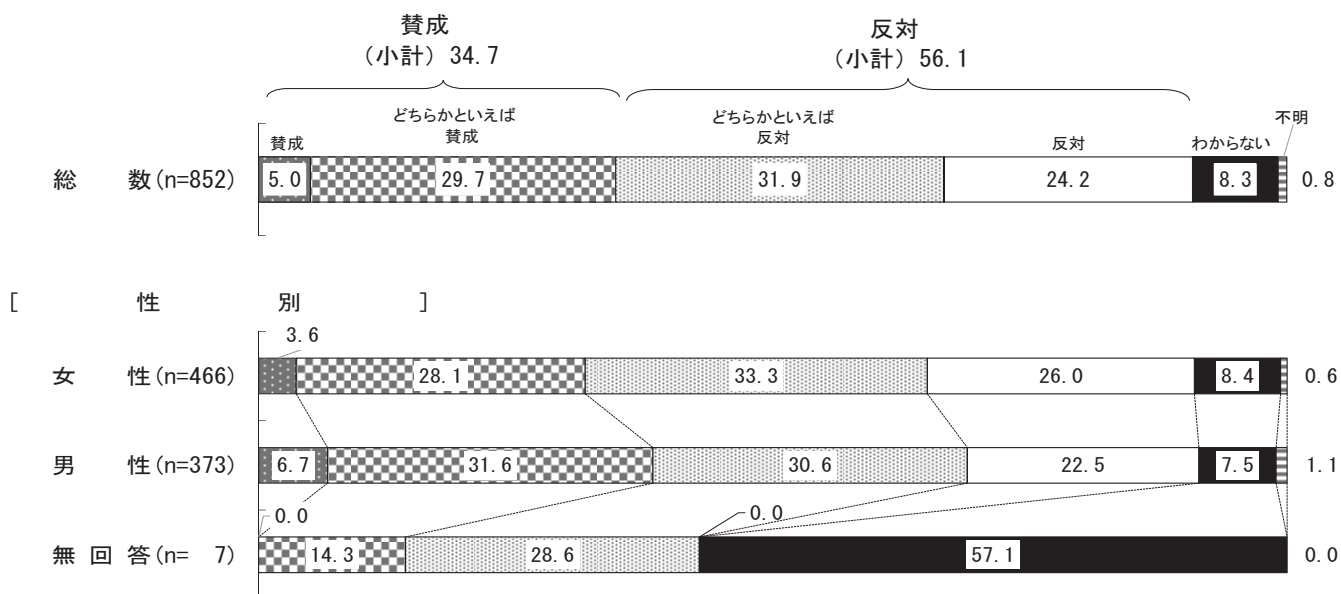
資料：青少年・男女共同参画課

Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状

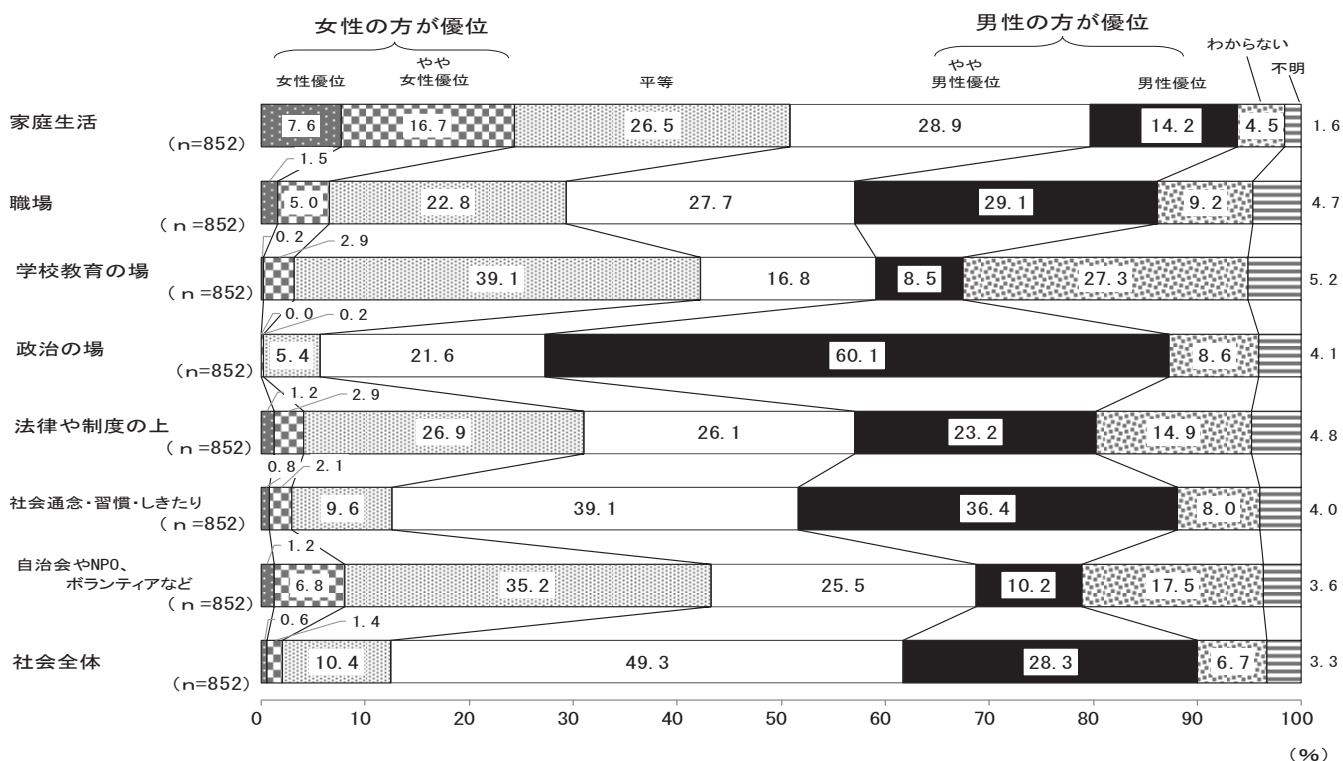
男女共同参画に関する意識

令和2年青森県男女共同参画に関する意識調査によると、「妻は家庭を守り、夫は外で働く」という考え方に反対する人の割合は56.1%であり、賛成する人の割合の34.7%を21.4ポイント上回っている。また、男女の地位の平等感では、社会生活の多くの場面で男性優位と感じる人の割合が高くなっている。

「妻は家庭を守り、夫は外で働く」という考え方に対する賛否 (単位:%)



男女の地位の平等感 (n=852 単位%)



資料：青少年・男女共同参画課「令和2年青森県男女共同参画に関する意識調査」

<資料> 青森県の人口

1 人口の推移

令和2年10月1日現在の本県の総人口は、1,237,984人である。女性は654,582人(52.9%)、男性は583,402人(47.1%)で、令和元年に比べて女性が6,248人、男性が2,059人減少した。

なお、令和2年10月1日現在の女性人口(645,806人、年齢不詳除く。)を年齢別にみると、15歳未満人口(年少人口)が63,214人、15～64歳人口(生産年齢人口)が339,280人、65歳以上人口(老年人口)は243,312人で、その割合は女性人口のそれぞれ9.8%、52.5%、37.7%となっており、65歳以上人口(老年人口)の割合は、男性29.6%(169,631人)に比べて8.1ポイント高い。

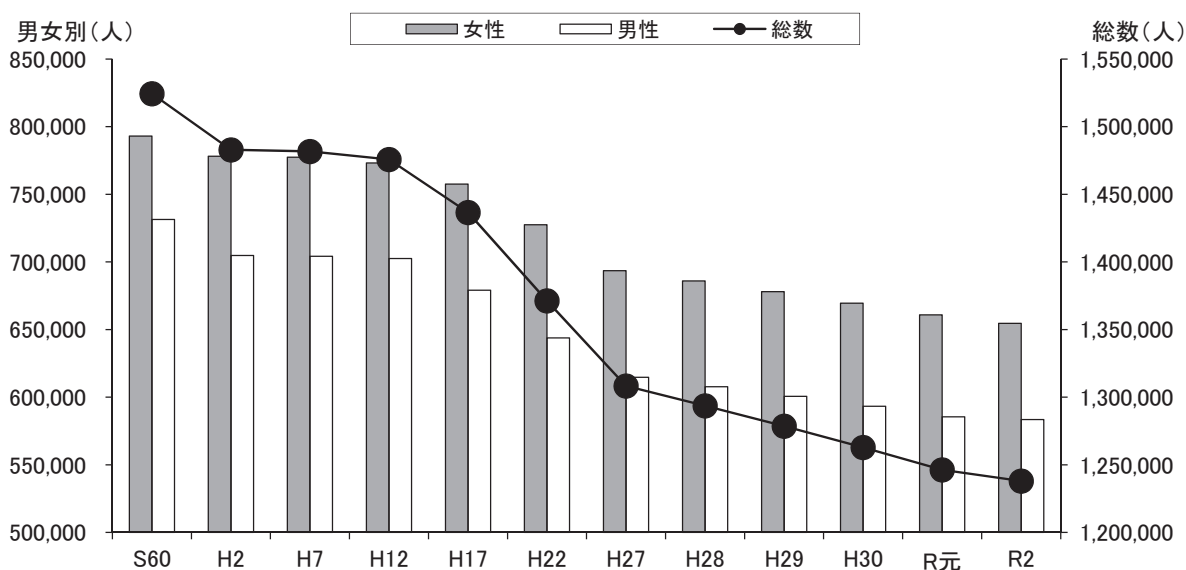
青森県の人口の推移(各年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する 総数の増減	女性100人に 対する男性比率
		総数	女性	男性		
昭和60年	443,995世帯	1,524,448人	793,009人	731,439人	△2,915人	92.2%
平成2年	455,304世帯	1,482,873人	778,115人	704,758人	△17,855人	90.6%
7年	482,731世帯	1,481,663人	777,474人	704,189人	10,667人	90.6%
12年	506,540世帯	1,475,728人	773,155人	702,573人	650人	90.9%
17年	510,779世帯	1,436,657人	757,580人	679,077人	△14,290人	89.6%
22年	513,385世帯	1,373,339人	727,198人	646,141人	△9,178人	88.9%
27年	510,945世帯	1,308,265人	693,571人	614,694人	△13,630人	88.6%
28年	512,447世帯	1,293,681人	685,952人	607,729人	△14,584人	88.6%
29年	513,912世帯	1,278,581人	678,021人	600,560人	△15,100人	88.6%
30年	514,846世帯	1,262,815人	669,525人	593,290人	△15,766人	88.6%
令和元年	515,482世帯	1,246,291人	660,830人	585,461人	△16,524人	88.6%
2年	511,526世帯	1,237,984人	654,582人	583,402人	△8,307人	89.1%

資料：昭和60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和2年は、総務省統計局「国勢調査」

平成28年～令和元年は、統計分析課「青森県人口移動統計調査」

青森県の人口の推移



資料：昭和60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和2年は、総務省統計局「国勢調査」

平成28年～令和元年は、統計分析課「青森県人口移動統計調査」

年齢（5歳階級）別推計人口（令和2年10月1日現在）

	青森県			市部			町村部		
	総数（人）	女性（人）	男性（人）	総数（人）	女性（人）	男性（人）	総数（人）	女性（人）	男性（人）
総数	1,237,984	654,582	583,402	965,568	512,467	453,101	272,416	142,115	130,301
0～4歳	37,334	18,354	18,980	29,778	14,570	15,208	7,556	3,784	3,772
5～9歳	43,520	21,192	22,328	34,603	16,791	17,812	8,917	4,401	4,516
10～14歳	48,258	23,668	24,590	38,069	18,741	19,328	10,189	4,927	5,262
15～19歳	52,090	25,132	26,958	42,021	20,251	21,770	10,069	4,881	5,188
20～24歳	43,854	20,852	23,002	35,962	17,359	18,603	7,892	3,493	4,399
25～29歳	46,128	22,242	23,886	37,007	18,116	18,891	9,121	4,126	4,995
30～34歳	53,139	26,139	27,000	42,431	21,103	21,328	10,708	5,036	5,672
35～39歳	64,849	32,273	32,576	51,695	25,916	25,779	13,154	6,357	6,797
40～44歳	75,800	37,622	38,178	60,593	30,507	30,086	15,207	7,115	8,092
45～49歳	85,326	42,864	42,462	68,007	34,477	33,530	17,319	8,387	8,932
50～54歳	81,545	41,748	39,797	64,214	33,158	31,056	17,331	8,590	8,741
55～59歳	84,210	43,527	40,683	65,463	34,195	31,268	18,747	9,332	9,415
60～64歳	89,226	46,881	42,345	67,815	35,877	31,938	21,411	11,004	10,407
65～69歳	100,699	53,137	47,562	75,362	40,076	35,286	25,337	13,061	12,276
70～74歳	101,906	54,970	46,936	77,529	42,369	35,160	24,377	12,601	11,776
75～79歳	73,871	43,095	30,776	56,061	32,874	23,187	17,810	10,221	7,589
80～84歳	62,724	39,201	23,523	46,392	28,926	17,466	16,332	10,275	6,057
85～89歳	46,710	31,894	14,816	34,169	23,492	10,677	12,541	8,402	4,139
90～94歳	21,082	15,989	5,093	15,307	11,661	3,646	5,775	4,328	1,447
95～99歳	5,237	4,397	840	3,739	3,147	592	1,498	1,250	248
100歳以上	714	629	85	517	457	60	197	172	25
15歳未満 (年少人口)	129,112	63,214	65,898	102,450	50,102	52,348	26,662	13,112	13,550
15～64歳 (生産年齢人口)	676,167	339,280	336,887	535,208	270,959	264,249	140,959	68,321	72,638
65歳以上 (老年人口)	412,943	243,312	169,631	309,076	183,002	126,074	103,867	60,310	43,557

※総数には年齢不詳を含む。

資料：総務省統計局「国勢調査」

2 出生・死亡の状況

(1) 出生

本県の令和2年の出生数は6,837人で、前年の7,170人に比べて333人減少し、出生率（人口千対）は5.6で前年の5.8を0.2ポイント下回った。全国の出生数は840,835人で、前年の865,239人より24,404人減少し、出生率（人口千対）は6.8で前年の7.0を0.2ポイント下回った。また、本県の1人の女性が一生に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は1.33で前年の1.38を0.05ポイント下回った。

出生数の推移

年次	出生数		出生率（人口千対）		合計特殊出生率	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成12年	12,920人	1,190,547人	8.8	9.5	1.47	1.36
17年	10,524人	1,062,530人	7.3	8.4	1.29	1.26
22年	9,712人	1,071,305人	7.1	8.5	1.38	1.39
27年	8,621人	1,005,721人	6.6	8.0	1.43	1.45
28年	8,626人	977,242人	6.7	7.8	1.48	1.44
29年	8,035人	946,146人	6.3	7.6	1.43	1.43
30年	7,803人	918,400人	6.2	7.4	1.43	1.42
令和元年	7,170人	865,239人	5.8	7.0	1.38	1.36
2年	6,837人	840,835人	5.6	6.8	1.33	1.34

資料：健康福祉政策課、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」 ※令和2年は概数

(2) 死亡

本県の令和2年の死亡数は17,905人で、前年の18,424人に比べて519人減少し、死亡率（人口千対）は14.6で前年の14.9を0.3ポイント下回った。また、全国の死亡数は1,372,755人で、前年の1,381,093人より8,338人減少し、死亡率（人口千対）は11.1で前年の11.2を0.1ポイント下回った。

死亡数の推移

年次	死亡数		死亡率（人口千対）	
	青森県	全国	青森県	全国
平成12年	13,147人	961,653人	8.9	7.7
17年	14,882人	1,083,796人	10.4	8.6
22年	16,030人	1,197,014人	11.7	9.5
27年	17,148人	1,290,510人	13.1	10.3
28年	17,309人	1,308,158人	13.4	10.5
29年	17,575人	1,340,567人	13.8	10.8
30年	17,936人	1,362,470人	14.3	11.0
令和元年	18,424人	1,381,093人	14.9	11.2
2年	17,905人	1,372,755人	14.6	11.1

資料：健康福祉政策課、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」 ※令和2年は概数

3 婚姻と離婚の状況

(1) 婚姻

本県の令和2年の婚姻件数は4,032組で、前年の4,601組に比べて569組減少し、婚姻率（人口千対）は3.3で、前年の3.7を0.4ポイント下回った。また、全国の婚姻件数は525,507組で前年の599,007組より73,500組減少し、婚姻率（人口千対）は4.3で前年の4.8を0.5ポイント下回った。

(2) 離婚

本県の令和2年の離婚件数は1,915組で、前年の2,009組に比べて94組減少し、離婚率（人口千対）は1.56で、前年の1.62を0.06ポイント下回った。また、全国の離婚件数は193,253組で前年の208,496組より15,243組減少し、離婚率（人口千対）は1.57で前年の1.69を0.12ポイント下回った。

婚姻及び離婚件数の推移

年次	婚姻				離婚			
	婚姻件数		婚姻率（人口千対）		離婚件数		離婚率（人口千対）	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成12年	8,138	798,138	5.5	6.4	3,092	264,246	2.10	2.10
17年	6,584	714,265	4.6	5.7	3,281	261,917	2.29	2.08
22年	5,926	700,222	4.3	5.5	2,679	251,379	1.96	1.99
27年	5,432	635,225	4.2	5.1	2,267	226,238	1.74	1.81
28年	5,135	620,707	4.0	5.0	2,164	216,856	1.68	1.73
29年	5,122	606,952	4.0	4.9	2,092	212,296	1.64	1.70
30年	4,737	586,481	3.8	4.7	2,022	208,333	1.61	1.68
令和元年	4,601	599,007	3.7	4.8	2,009	208,496	1.62	1.69
2年	4,032	525,507	3.3	4.3	1,915	193,253	1.56	1.57

資料：健康福祉政策課、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」 ※令和2年は概数

第 2 部

青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携、協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

条例では、男女共同参画を推進するための5つの基本理念と、県、事業者、県民それぞれの責務、男女共同参画の推進に関する基本的な施策等が定められている。

(2) 青森県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、施策の立案から事業の実施まで、男女共同参画の視点に立った全庁的な取組を推進する必要があることから、庁内推進体制を強化し、施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成15年10月2日、知事を本部長とする「青森県男女共同参画推進本部」を設置した。

令和3年度は令和4年2月4日に開催し、第5次あおもり男女共同参画プランを決定した。

(3) 第4次あおもり男女共同参画プラン21

県では、平成12年1月に「あおもり男女共同参画プラン21」、平成19年3月に「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、それらを指針としながら男女共同参画社会の実現をめざして諸施策を推進してきた。

また、平成24年度を初年度とする「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の計画期間が平成28年度で終了したことから、平成29年2月に「第4次あおもり男女共同参画プラン21」を策定した。

「第4次あおもり男女共同参画プラン21」では、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標とした上で、3つの基本目標と12の重点目標を掲げ、平成29年度から令和3年度までの男女共同参画の施策の方向を明らかにしている。

(4) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成16年12月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護と自立支援のための施策に関する基本計画の策定が全ての都道府県に義務づけられたことから、本県においても平成17年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、平成21年1月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

平成25年6月に法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正、平成26年1月に施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象となった。

また、平成26年度を初年度とする「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」の計画期間が平成30年度で終了したことから、平成31年3月に「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」を策定した。

(5) 青森県男女共同参画センター

青森県男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する活動拠点施設として、平成13年6月に開設した。平成18年4月から指定管理者に管理・運営を委託しているが、引き続き情報提供、各種講座の開催、相談など県民の男女共同参画の取組を支援している。

(6) 青森県男女共同参画審議会

青森県男女共同参画審議会を知事の附属機関として平成13年11月に設置した。審議会では基本計画の策定や変更、男女共同参画に関する重要事項を審議することとされている。

当審議会では、平成14年度は、「あおり男女共同参画プラン21」（平成12年1月策定）を法定計画として位置付けるための調査審議を行い、平成14年2月に答申した。

平成17年度は、苦情処理体制の基本的な考え方を答申し、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」への意見聴取を行った。

平成18年度は、「新あおり男女共同参画プラン21」の策定に係る基本的な考え方について、専門部会を設置して調査審議を行い、平成18年12月に答申した。

平成23年度は、「第3次あおり男女共同参画プラン21」の策定に当たって調査審議を行い、平成23年11月に答申した。

平成28年度は、「第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）」の策定に当たって調査審議を行い、平成28年12月に答申した。

令和3年度は、「第5次あおり男女共同参画プラン（仮称）」の策定に当たって調査審議を行い、令和3年12月に答申した。

(7) 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、平成17年12月に「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定め、平成18年4月に苦情処理制度が創設された。苦情等の申し出があった場合は男女共同参画審議会苦情等部会において調査審議を行い、申し出の状況については、毎年「青森県の男女共同参画の現状と施策」において公表することとしている。令和2年度までの申し出件数は0件である。

(8) あおり女性活躍推進協議会

あらゆる産業分野において、働く意欲のある女性が働き続け、その能力を十分に発揮できる環境整備を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第27条に基づく協議会として、平成29年7月に商工経済、金融、福祉、農林水産、建設、教育等の主要団体を構成員とする「あおり女性活躍推進協議会」を設置した。

令和3年度は、令和3年7月及び10月に協議会を開催し、各構成団体の取組状況や、女性活躍推進・働き方改革に関する動向について共有したほか、協議会の円滑な運営及び目的の達成に向けた具体的な検討を行うために組織した幹事会を、令和3年7月及び10月に開催した。

○ 市町村との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割が重要であり、県では、これまで、担当課長会議や全体研修会、市町村における男女共同参画基本計画策定のためのアドバイザー派遣等を通じて、市町村の取組を支援してきた。

令和3年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、38市町村である。策定率100%を達成するため、必要に応じ支援していく。

○ 関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、県民一人一人が男女共同参画社会づくりへの理解を深め、行動していくことが必要であることから、国をはじめとする関係機関、県民運動の推進母体である「青森県男女共同参画推進協議会」などの民間団体、企業等との連携・協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた地域における取組を促進する。

2 第4次あおもり男女共同参画プラン21

(1) 計画期間 平成29年度から令和3年度までの5年間

(2) 計画の性格

- ・ 男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画
- ・ 青森県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に基づく都道府県推進計画

(3) 大目標 「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」

(4) 施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向	
I 男女がともに活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会等の委員への女性の参画拡大 2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用 3 市町村における女性の積極的登用の促進 4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進	
	2 女性の人財育成と能力開発(エンパワーメント)	1 女性のエンパワーメント機会の拡充 2 理工系分野等で活躍する女性の育成 3 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成	
	3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進 2 男性の意識と職場風土の改革 3 社会全体で子育てを支援する環境づくり 4 社会全体で介護を支援する環境づくり	
	4 雇用等における男女共同参画の推進	1 企業における女性の活躍に関する取組の促進 2 女性の活躍の理解促進 3 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備 4 女性の起業支援 5 女性就業人口が少ない分野での女性の活躍推進	
	5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画	1 農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくり 2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進 3 広域的なネットワークづくりや異業種間交流の推進	
II 安心して暮らせる社会づくり	6 貧困、高齢、障害等に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	1 ひとり親家庭への支援 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	
	7 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進	1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進 2 市町村の取組促進	
	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性に対する暴力根絶の取組の推進 2 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進 3 ストーカー事案への対策の推進	
	9 生涯を通じた男女の健康支援	1 生涯を通じた女性の健康の増進 2 男性の健康問題への対応 3 性に関する適切な知識の普及・教育の推進 4 医療分野における女性の参画拡大	
III の男女 基盤共 づく参 画社会	10 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革	1 わかりやすい男女共同参画の広報・理解促進活動の推進 2 男性にとっての男女共同参画の推進 3 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 4 国際規範・国際基準の理解・普及の推進	
	11 教育、メディアを通じた理解の促進	1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実 2 メディアを通じた男女共同参画の推進	
	12 男女共同参画の視点に立った防災対策	1 平常時からの男女共同参画の推進	2 災害時の男女共同参画の視点を反映させた対応 3 男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割の明確化 4 復旧・復興対応の男女共同参画の推進

(5) 成果目標（目標値）の現状

★女性活躍推進関係

No.	基本目標	重点目標	項目	目標値 (期限)	基準値 (時点)	現状値 (時点)
1	I	1	県審議会等委員に占める女性の割合	40%以上 (R3 年度末)	35.6% (H28.4)	32.8% (R3.4)
2	I	3	県内事業所における男性の育児休業取得率 ★	2.7% (R3)	1.1% (H27)	10.7% (R2)
3	I	3、4	「あおもり働き方改革推進企業」認証企業数 ★	300 団体 (R3 年度末)	—	151 社 (R3.12)
4	I	5	家族経営協定締結農家数 ★	1,450 戸 (R3 年度末)	1,275 戸 (H28.3)	1,307 戸 (R3.3)
5	II	8	DV防止等に関する基本計画策定市町村数	増加 (R3 年度末)	29 市町村 (H27.9)	36 市町村 (R3.2)
6	III	10	男女共同参画センター講座参加者数（男女別）	女性 2,200 人 男性 1,100 人 (R3 年度)	女性 2,150 人 男性 712 人 (H27 年度)	女性 2,264 人 男性 438 人 (R1 年度) 女性 980 人 男性 97 人 (R2 年度)
7	III	10	家事・育児・介護等への男性の理解・参画推進に関連する研修等の数及び参加者数	(累計) 65 件 約 2,100 人 (R3 年度末)	11 件 約 350 人 (H27 年度)	(累計) 132 件 3,503 人 (R2 年度末)
8	III	12	消防団員に占める女性の割合	5% (R3 年度)	2.5% (H28.4)	3.0% (R3.4)
9	計画の総合的な推進 (II-7)		市町村男女共同参画基本計画の策定率	100% (R3 年度末)	100% (H28.4)	95% (R3.4)
10	計画の総合的な推進 (II-7)		女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率 ★	80% (R3 年度末)	2.5% (H28.4)	57.5% (R3.4)

(6) 参考データ項目の現状

★女性活躍推進関係

重点 目標	項 目	基準値 (時点)	現状値 (時点)
1	県議会議員に占める女性の割合	6.3% (H28.4.1)	6.4% (R3.4.1)
	市議会議員に占める女性の割合	11.6% (H28.4.1)	14.9% (R3.4.1)
	町村議会議員に占める女性の割合	2.8% (H28.4.1)	4.6% (R3.4.1)
	市町村審議会等委員に占める女性の割合 (市、町村)	市 24.7% 町村 22.3% (H28.4.1)	市 27.4% 町村 23.7% (R3.4.1)
	県の管理職に占める女性の割合 ★ (特定事業主行動計画毎)	知事部局等 3.8% 教育庁 1.9% 警察(一般職員) 4.2% 病院局 17.4% (H28.4.1)	知事部局等 5.7% 教育庁 10.6% 警察(一般職員) 16.1% 病院局 16.9% (R3.4.1)
	市町村の管理職に占める女性の割合 ★	14.4% (H28.4.1)	14.7% (R3.4.1)
	雇用のうち管理的職業従事者に占める 女性の割合 ★	20.3% (H24)	14.2% (H29)
	2	あおもりウィメンズアカデミー修了者 (審議会等委員未経験者)のうち、2年以内に審議 会等委員として活動する女性の割合	35.7% (H25年度修了者)
3	次世代認定マーク(くるみん)取得企業数 ★	18団体 (H28.4.1)	33団体 (R3.4.1)
	男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 ★	—	47.6% (R2)
	県内事業所における年次有給休暇取得率 ★	44.2% (H27)	52.7% (R2)
	病児保育利用者数 ★	8,477人 (H27年度)	8,142人 (R2年度)
4	「えるぼし」マーク取得企業数 ★	1団体 (H28.4.1)	8団体 (R3.4.1)
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 策定企業数(努力義務企業) ★	3団体 (H28.4.30)	78団体 (R3.4.30)
5	女性起業数(農林水産業) ★	371件 (H28.3.31現在総数)	325件 (R3.3.31現在総数)
	県内創業支援拠点を利用した者のうち起業した 女性の数 ★	23名 (H27年度)	49名 (R2年度)
	①商工会議所、商工会役員の女性割合 ②女性役員がない商工会議所、商工会数 ★	①6.6% ②49か所中4か所 (H28.4.1)	①7.6% ②49か所中3か所 (R3.4.1)
	①農業委員に占める女性委員の割合 ②女性委員が登用されていない農業委員会数 ★	①6.1% ②40委員会中17委員会 (H28.4.1)	①10.0% ②40委員会中5委員会 (R3.4.1)
	①農業協同組合の役員に占める女性の割合 ②女性役員がない農業協同組合数 ★	①7.0% ②総合農業協同組合 10農協中2農協 (H28.4.1)	①8.9% ②総合農業協同組合 10農協中1農協 (R3.4.1)

重点 目標	項 目	基準値（時点）	現状値（時点）
6	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合（男女別）	女性 47.8% 男性 85.5% (H26年度)	女性 55.0% 男性 90.4% (R元年度)
7	P T A会長（小中学校）に占める女性の割合	8.9% (H28.6.1)	8.2% (R3.6.1)
	自治会長に占める女性の割合	3.8% (H28.4.1)	4.6% (R3.4.1)
8	D V予防啓発セミナーにおける理解度	98.4% (H27年度)	99.4% (R2年度)
	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	896件 (H27年度)	1,070件 (R2年度)
	警察におけるD V相談取扱件数	474件 (H27)	462件 (R2)
9	医師（医療施設従事者）に占める女性の割合	15.3% (H26)	17.1% (H30)
	週に1回以上スポーツや運動を行った人の割合（男女別）	女性 34.8% 男性 44.7% (H26)	女性 45.1% 男性 52.8% (R2)
10	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人の割合	45.5% (H27)	56.1% (R2)
	社会全体において「男女が平等」と思う人の割合	13.2% (H27)	10.4% (R2)
	家庭における夫婦の役割分担の「夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児などを担当する」とする者の割合（現実）	44.2% (H27)	—
11	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	45.5% (H27)	39.1% (R2)
	教育委員会教育委員に占める女性の割合（県、市、町村）	県 33.3% 市 43.1% 町村 24.5% (H28.4.1)	県 40.0% 市 37.2% 町村 32.0% (R3.4.1)
	学校管理職（校長、教頭、事務長）に占める女性の割合	校長・教頭 13.7% 事務長 29.7% (H28.4.1)	校長・教頭 14.1% 事務長 40.5% (R3.4.1)
12	県防災会議の委員に占める女性の割合	20.5% (H28.4.1)	18.3% (R3.4.1)
	市町村防災会議の委員に占める女性の割合	4.0% (H28.4.1)	5.6% (R3.4.1)

3 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業

「第4次あおもり男女共同参画プラン21」の体系に沿って、施策の状況を明らかにしています。

基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる環境づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<施策の方向>

1 審議会等の委員への女性の参画拡大

行政における政策・方針決定過程に男女の意見を広く反映させるため、県が設置する審議会等の委員への女性の登用を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
審議会等委員への女性登用の促進	全審議会における女性委員比率40%以上を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組んだ。	—	全審議会における女性委員比率40%以上を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組む。	—	全部局
あおもり女性人財バンク整備事業	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人財情報をとりまとめ、各課等に提供した。また、全登録者の登録内容を確認するとともに、引き続き登録するよう依頼した。	107	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人財情報をとりまとめ、各課等に提供する。 令和3年4月1日現在 265名	114	青少年・男女共同参画課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

県は、女性活躍推進法の規定により各任命権者が策定する特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性職員の積極的登用に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性活躍推進のための特定事業主行動計画	実績 (R2.4.1) ①県職員の女性採用比率 38.7% ②副参事級以上の県職員に占める女性の割合 5.4%	—	実績 (R3.4.1) ①県職員の女性採用比率 33.6% ②副参事級以上の県職員に占める女性の割合 5.7%	—	人事課
知事部局等 ・計画期間 令和3年度～令和7年度 ・目標 ① 県職員の女性採用比率 40%以上 ② 副参事級以上の県職員に占める女性の割合 令和8年4月1日までに8%以上	実績 (R2.4.1) ①教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合 8.3% ②学校管理職(校長・教頭・事務長)に占める女性の割合 15.1%	—	実績 (R3.4.1) ①教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合 10.6% ②学校管理職(校長・教頭・事務長)に占める女性の割合 15.9%	—	教育庁職員福利課
警察本部 ・計画期間 令和2年度～令和7年度 ・目標 ① 女性職員の採用比率を20%以上、警察官に占める女性警察官の割合を11%以上 ② 警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合を7%以上、一般職員のうち、主幹級以上に占める女性の割合を50%以上	実績 (R2.4.1) ①女性職員の採用比率22.5%、警察官に占める女性警察官の割合10.3% ②警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合4.9%、一般職員のうち、副参事級以上に占める女性の割合8.0%	—	実績 (R3.4.1) ①女性職員の採用比率27.8%、警察官に占める女性警察官の割合10.7% ②警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合5.0%、一般職員のうち、主幹級以上に占める女性の割合13.2%	—	警察本部警務課
女性の登用	女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組んだ。	—	女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組む。	—	県教育庁警察本部
女性管理職割合の向上	・職員の登用に当たり、より一層の人事評価の活用や、同一地域での勤務の継続を要する職員の人事配置上の配慮等を行った。 ・ダイバーシティマネジメント研修を継続して実施し、さまざまな人材の活躍を促進するマネジメントスキルの習得を図った(修了者数11名)。 ・管理者入門研修「マネジメント実践」(全4回、修了者111名)、課長研修「組織マネジメント」(全2回、修了者54名)を継続して実施し、女性の活躍に向けた、管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図った。	—	・職員の登用に当たり、より一層の人事評価の活用や、同一地域での勤務の継続を要する職員の人事配置上の配慮等を行う。 ・ダイバーシティマネジメント研修を継続して実施し、さまざまな人材の活躍を促進するマネジメントスキルの習得を図る(計画人数20名)。 ・管理者入門研修「マネジメント実践」(全4回、計画人数110名)、課長研修「組織マネジメント」(全3回、計画人数55名)を継続して実施し、女性の活躍に向けた、管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図る。	—	人事課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性管理職割合の向上	①教育委員会事務局 ・人事異動方針に女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用と従業務の拡大に配慮することを掲げ、女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組んだ。 ・教育委員会事務局の役付職員のうち女性の割合26.8% (R2. 4. 1) ②学校 ・女性職員の積極的な登用や将来の登用に向けた配置等に取り組んだ。 ・学校管理職(校長、教頭、事務長)のうち、女性の割合15.1% (R2. 4. 1)	—	①教育委員会事務局 ・人事異動方針に女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用と従業務の拡大に配慮することを掲げ、女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組む。 ②学校 ・女性職員の積極的な登用や将来の登用に向けた配置等に取り組む。	—	教育庁 職員福利課
	女性管理職割合の向上に向けた各種取組を推進した。	—	引き続き、女性管理職割合の向上に向けた各種取組を推進する。	—	警察本部 警務課
研修の充実・実施	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修を実施し、県の課長級女性職員の体験談や講義・グループワークを通じて、これからのキャリアに必要な知識・スキルの習得を図った。(修了者数20名)	—	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修を継続して実施する(計画人数20名)。	—	人事課
	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修への参加を促した。 参加者数 3名	—	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修への参加を促す。	—	教育庁 職員福利課
	女性職員セルフマネジメント研修への参加(3名)のほか、女性職員のキャリア形成に資する研修会を開催し、キャリアアップに向けた意欲向上を図った。 また、各部門における女性対象研修会や術科研修会により、現場執行力の向上を図った。	—	引き続き、女性職員のキャリア形成に資する研修会、現場執行能力向上に資する教養訓練の実施等、各種取組を推進する。 また、男性職員が育児や家事を分担しやすい職場環境づくりを推進し、女性のキャリア形成に係る理解の深化を図る。	—	警察本部 警務課
職業生活と家庭生活の調和	・ハラスメントの防止対策について、周知を図った。 ・職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施した。 ・育児や介護を行う職員が制度を円滑に利用できるよう、「職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を周知した。 ・家族の看護に係る職務に専念する義務の免除について、二親等の血族及び姻族の同居要件を廃止し、対象を拡大した。	—	・ハラスメントの防止対策について、周知を図る。 ・職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施する。 ・育児休業等の各種制度を円滑に利用できるよう、より利用しやすい制度等について検討する。	—	人事課
	①教育委員会事務局 ・職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を設定し、取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施した。 ・男性職員の育児休業について記載したリーフレットを作成し、各所属へ情報提供を行った。 ・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を改正し、職員への周知を図ることでハラスメント対策の充実を図った。 ②学校 ・学校職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し、各学校において目標の実現に向けて取り組んだ。また、取組状況を確認した。 ・学校閉庁日を実施し、年次休暇を取得しやすい環境整備を行った。 ・育児・介護を行う際に利用できる制度等についてまとめた「職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」や育児休業中の職員が円滑に職場復帰できるよう「育児休業取得者復帰支援のための手引き」を作成した。	—	①教育委員会事務局 ・職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を設定し、取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施する。 ・子育てしやすい環境づくりのため、各種制度等を紹介する。 ・ハラスメントの防止対策について、周知を図る。 ②学校 ・学校職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し、取組状況を確認する。 ・学校閉庁日を実施し、年次休暇を取得しやすい環境整備を行う。 ・子育てしやすい環境づくりのため、各種制度等を紹介する。	—	教育庁 職員福利課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
職業生活と家庭生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援制度のポイントを整理した執務資料を作成、配布した。 ・産前の女性職員の支援のため、過員配置による負担軽減、子育てを経験した女性職員によるレピーサポート、職場復帰サポート制度により定期的支援を受けられるようにした。 ・男性職員の家庭生活への参画を促進するため、父親になることが判明した男性職員には男性の子育て参加計画書を作成させ、同計画書に基づきフォローアップすることで、配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得促進に努めた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各種取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・引き続き、育児又は介護の事情を抱える職員の支援のため、両立支援制度のポイントを整理した執務資料の作成等に努める。 	—	警察本部 警務課

3 市町村における女性の積極的登用の促進

市町村における審議会等委員や管理職等への女性の積極的登用を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
市町村男女共同参画行政担当課長会議	令和2年5月29日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度事業の説明資料等の送付による書面開催とした。	113	市町村男女共同参画行政担当職員を対象にし、県の主要事業等の説明を行い、市町村における取組促進を要請する。	113	青少年・男女共同参画課
あおり女性人材バンク整備事業 (再掲 重点目標1-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進

企業や各種団体等における女性の採用や管理職・役員への女性の積極的登用を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性の活躍推進加速化事業（企業等における女性の活躍の着実な推進）	中小企業等における女性の活躍推進の取組の加速化とイクボスのマネジメントの普及促進のため、昨年度実践支援を実施したモデル企業の取組事例集を作成した。 また、セミナーを実施し、モデル企業の取組事例報告を行うとともに、取組事例集を配布して、県内企業へ波及させた。	4,061	事業終了	—	青少年・男女共同参画課
働く女性の活躍推進支援強化事業（企業等における女性の活躍推進） 【令和3年度新規】	—	—	中小企業に対する女性の活躍推進支援するための研修会を県内3か所のほか、オンラインで開催する。 また、「あおり女性活躍推進協議会」（8分野19団体）の各団体とも連携・協力した取組を実施する。	1,648	青少年・男女共同参画課
仕事と結婚・子育て両立応援事業	「あおり働き方改革推進企業認証制度」の周知。県内の働き方改革に対する気運醸成のため、県民だより等の広報媒体を活用した積極的な広報展開を行った。	7,098	「あおり働き方改革推進企業認証制度」のさらなる周知活動の積極的展開を行う。 ※令和3年度より「あおり働き方改革推進企業認証事業」と事業名を変更して実施する。	1,245	こどもみらい課

重点目標2 女性の人財育成と能力開発（エンパワメント）

<施策の方向>

1 女性のエンパワメント機会の拡充

あらゆる分野で希望に応じてその個性と能力を發揮し活躍することの重要性について、女性自身の理解を促進し、エンパワメントを行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもりウィメンズアカデミーの開催	働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」と、地域活動等で活躍している女性を対象とした「地域女性リーダーコース」を設けて開催した。 ①働く女性リーダーコース ・目的 リーダーとしての心構えや必須スキルを学習し、キャリアビジョンを描く ・実施場所 (YouTube配信) ・参加者数 72名 ②地域女性リーダーコース ・目的 政策・方針決定過程へ参画できる青森県型地域共生社会形成促進のための女性人財の育成 ・過去の修了生のフォローアップのため、修了生の現在の取組状況等を掲載した冊子を作成した。 ・参加者31名	(指定管理業務)	働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」と、地域活動等で活躍している女性を対象とした「地域女性リーダーコース」を設けて開催する。 ①働く女性リーダーコース ・目的 リーダーとしての心構えや必須スキルを学習し、キャリアビジョンを描く ・実施期間 9月～11月 ・実施場所 YouTube配信 ・募集人数 50名 ②地域女性リーダーコース ・目的 政策・方針決定過程へ参画できる青森県型地域共生社会形成促進のための女性人財の育成 ・実施期間 7月～11月 ・実施場所 南部町 ・募集人数 10名	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
地域農業を支える普及活動推進事業（農山漁村女性の経営参画推進普及活動）	農林漁業者を対象に、労働力不足等に対応するため、女性農林漁業者の経営参画促進とリーダー育成により、経営力強化と地域の活性化を図った。 ・男女共同参画推進会議の開催（コロナの影響により開催できなかったため、巡回により情報交換を実施） ・女性の経営・社会参画セミナーの開催 7回 延べ参加人数237人（8～2月） 仲間づくり交流会の開催 6回 延べ参加人数58人（8～2月） ・ViC・ウーマンの認定 新規認定10人（ViC・ウーマン総数262人） ・農山漁村女性と知事との新春夢トークの開催 1月7日（木）青森市「ホテル青森」 ・「農山漁村女性の日」青森県大会の開催 2月18日（木）青森市「ホテル青森」 新規ViC・ウーマン10人への認定証書授与及び認定期間満了者42人への感謝状授与	1,581	女性農林漁業者の経営参画促進とリーダー育成により、経営力強化と地域の活性化を図る。 ・男女共同参画推進会議の開催（各県民局） ・女性の経営・社会参画セミナーの開催（各県民局） ・ViC・ウーマンの認定 ・農山漁村女性と知事との新春夢トークの開催 ・農山漁村女性の日青森県大会の開催	2,066	農林水産政策課
林業後継者活動支援事業	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施した。	431	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施する。	431	林政課
若者・女性の学び直しを通じたキャリア形成支援事業	自身の能力を發揮したいと考えている若者・女性の就業に向けた学び直しの動機付けとなる「考え、学び、輝く未来へつなげるキャリアプランニング講座」を開催し、主体的なキャリア形成を支援した。 実施時期：7月上旬～12月下旬 対象者：自身の適性や能力を發揮したいと考えている若者世代の方、子育て世代の女性	4,978	事業終了	—	教育庁生涯学習課

(単位：千円)

2 理工系分野等で活躍する女性の育成

理工系等進路への興味関心や理解を促し、女性の理工系等人材の育成に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
キャリア支援ウェブサイトの運営	キャリア支援ウェブサイト「県土整備部キャリアNAVI」内において、学生へキャリアイメージを伝えるため、女性職員の“生の声”を紹介している。	—	引き続き、キャリア支援ウェブサイト「県土整備部キャリアNAVI」内において、学生へキャリアイメージを伝えるため、女性職員の“生の声”を紹介する。	—	整備企画課
理工系女子学生への対応の推進	青森県庁技術職1日職場訪問において、女性技術職員の職場環境や業務内容等について、技術系の若手女性県職員チームと女性参加者との意見交換会を実施し、理工系女子学生に対する対応を推進した。 ・参加者数 2名	—	引き続き、若手女性職員チームにより、理工系女子学生に対する対応を推進する。	—	整備企画課
建設系企業インターンシップ	本県建設系企業の業務内容や民間技術者の役割及び職場環境等について幅広く知ってもらうとともに、職業意識向上の機会の提供やキャリア教育の一環として、インターンシップ研修生を募集した。 ・参加者数 5名	—	引き続き、本県建設系企業の業務内容や民間技術者の役割及び職場環境等について幅広く知ってもらうとともに、職業意識向上の機会の提供やキャリア教育の一環として、インターンシップ研修生を募集する。	—	整備企画課
青森県女性ロールモデル事例紹介事業	起業や社会貢献、研究等様々な分野にチャレンジする女性を取材し、男女共同参画センターのホームページで紹介している。 令和2年度末 3名	(指定管理業務)	起業や社会貢献、研究等様々な分野にチャレンジする女性を取材し、男女共同参画センターのホームページで紹介する。 取材者数 3名	(指定管理業務)	県男女共同参画センター

3 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成

あらゆる分野において女性が積極的に参画できるよう、社会的気運の醸成を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
「奥入瀬サミット」女性人財ネットワーク拡大事業	<p>「奥入瀬サミット」を通じて構築された女性人財ネットワークの活用により、「奥入瀬サミット2020」の開催を支援し、健康に活躍する女性人財の育成とネットワークづくりを推進したほか、女性の健康課題に係るセミナーを津軽地域で開催し、女性人財ネットワークの全県的な拡大を図った。</p> <p>①「奥入瀬サミット2020」の開催支援 奥入瀬サミットで構築された女性人財ネットワークの持続的な活動により、健康に活躍する女性人財の育成と女性人財ネットワークづくりを推進するため、「奥入瀬サミット2020」の開催を支援した。 ・9月26日(土)オンライン開催(参加者数120名)</p> <p>②「人生100年時代 女性の美と健康を考えるセミナー」の開催 女性の健康課題に係るセミナーを津軽地域で開催し、次世代の育成と奥入瀬サミットで構築された女性人財ネットワークの全県的な拡大を図った。 ・7月11日(土)オンラインセミナー「女性ホルモン塾in弘前」(参加者数216名)</p>	4,681	<p>「奥入瀬サミット」で構築された女性人財ネットワークの持続的な活用により、リーダーとして活躍する女性人財の育成とネットワークづくりを推進するため、民間団体が実施する「奥入瀬サミット」の開催を支援する。</p> <p>10周年の節目となり、転換期を迎えた「奥入瀬サミット」の更なる飛躍につなげるため、これまでの奥入瀬サミットの歴史や過去の講師からのメッセージ等を掲載する「奥入瀬サミット10周年記念特設ページ」を作成し、奥入瀬サミット公式ホームページに掲載する。</p>	6,548	地域活力振興課
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業	<p>・男女共同参画社会の実現に向け、顕著な功績のあった個人や団体を表彰した。 令和2年度受賞者 功労賞 1個人 女性のチャレンジ賞 1個人、1団体</p> <p>・パンフレット「みんなが自分らしく!! 考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付した。</p>	303	<p>・男女共同参画の実現に向け、顕著な功績のあった個人や団体を表彰する。 ・パンフレット「みんなが自分らしく!! 考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付する。</p>	296	青少年・男女共同参画課
青森県女性ロールモデル事例紹介事業 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
働く女性の活躍推進支援強化事業 (企業等における女性活躍推進) 【令和3年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
女性アスリート競技継続支援事業	<p>スポーツ活動における女性特有の課題への対応及び活動環境の改善に取り組むため、県内の女性指導者による「女性指導者ネットワーク専門委員会」を年3回開催し、本県の女子種別の競技力向上対策について、研修及び調査・分析を行った。</p>	956	<p>スポーツ活動における女性特有の課題への対応及び活動環境の改善に取り組むため、県内の女性指導者による「女性指導者ネットワーク専門委員会」を年3回開催し、本県の女子種別の競技力向上対策について、研修及び調査・分析を行う。</p>	958	教育庁 スポーツ健康課
女子力を活用した「三八の就域モデル」構築支援事業	<p>①就域モデルの構築に向けた機運醸成のため、業界団体・企業、関係機関を対象としたセミナーを3回(7月,10月,3月)開催した。(参加者数 延53人)</p> <p>②女子目線による地元の魅力調査、情報発信・共有を行うため、高校生及び大学生と業界団体・企業が参加し、ワークショップ等を開催したほか、地元の仕事と暮らしの魅力をもとめたe-bookを制作し、HPへの掲載、魅力共有会により情報発信した。 ・参加生徒・学生数 28人 ・参加業界団体・企業数 20社 ・ワークショップ等開催数 8回</p>	5,193	<p>「三八の就域モデル」を構築するため、就域に対する機運醸成を図るとともに、三八地域の学校に通学する女子の目線を活用し、地元の魅力のある充実した生活について情報発信を行い、人財定着と地域振興を図る。</p> <p>・就域モデルの構築に向けた機運醸成のため、業界団体・企業、関係機関を対象としたセミナーを開催予定。 ・女子目線による地元の魅力調査、情報発信・共有を行うため、ワークショップ等を開催し、地元の仕事と暮らしの魅力をもとめたe-bookを制作し、魅力共有会、SNS等で情報発信予定。</p>	5,249	三八地域県民局地域連携部

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

＜施策の方向＞

1 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進

長時間労働の是正などの働き方改革を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を評価し、男女がともにその個性と能力を發揮できる職場づくりを促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と結婚・子育て両立応援事業 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
あおり働き方改革推進企業に対する競争入札参加資格者名簿の等級格付	競争入札参加資格審査申請者を対象に、役務契約及び物品契約に係る競争入札参加資格者名簿記載時の等級格付において、「あおり働き方改革推進企業認証制度」で認証された事業所等に対し、加算措置を行った。 (競争入札においては、A、B及びCの等級格付に応じて、参加できる入札の予定価格の上限が設定されているが、等級格付は、生産額などの審査項目ごとに付与された数値の合計点により決定されており、付与数値が多くなればより上位の等級に格付けされることから、競争入札参加機会の増に資するものとなる。)	-	競争入札参加資格審査申請者を対象に、役務契約及び物品契約に係る競争入札参加資格者名簿記載時の等級格付において、「あおり働き方改革推進企業認証制度」で認証された事業所等に対する、加算措置を行う。 (競争入札においては、A、B及びCの等級格付に応じて、参加できる入札の予定価格の上限が設定されているが、等級格付は、生産額などの審査項目ごとに付与された数値の合計点により決定されており、付与数値が多くなればより上位の等級に格付けされることから、競争入札参加機会の増に資するものとなる。)	-	財産管理課 会計管理課

2 男性の意識と職場風土の改革

職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進のため、女性だけでなく男性の家事、子育て・介護等への参画と、これを可能にする企業等の取組のための理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性の活躍推進加速化事業（夫婦の対等なパートナーシップ形成の促進）	男性の家事参画促進に向けた意識啓発講座の開催と同時に、家事育児の中でも夫婦間の時間格差と妻の負担感が最も大きい「料理」への男性の参画を支援するため、料理教室を開催し、夫婦の対等なパートナーシップ形成の促進を図った。 また、結婚への意識醸成を目的としたライフデザイン形成支援講座を開催した。 ・男性の家事参画促進講座（意識啓発講座及び料理教室） 開催日 R3.1.17 参加者 8名 ・「チーム夫婦」増加に向けたライフデザイン形成支援講座 開催日 R3.1.30 参加者 17名	216	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
働く女性の活躍推進支援強化事業（夫婦の対等なパートナーシップの形成促進） 【令和3年度新規】	-	-	はっきりと名前がついていない家事へのネーミング募集や家事の見える化チラシ及び動画の作成・配布を通じて、特に結婚や出産などライフイベントを控えた夫婦を対象に、多様な家事の存在への気付きと夫婦で話し合う機会を促進し、家事分担につなげることによって、夫婦の対等なパートナーシップの形成促進を図る。	3,047	青少年・男女共同参画課
男性の家事・育児参画促進のための情報提供や学習機会の提供	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「夫婦deミーティング」を活用したワークショップは開催できなかったが、講座参加者にリーフレットの紹介を行った。 ②新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型ではなくオンラインによる男女共同参画の視点を活かした体験型交流講座を開催した。 ・家事等体験交流講座 参加者 4名 ・育児等体験交流講座 YouTubeチャンネル視聴回数 211件	(指定管理業務)	共働き世帯が専業主婦世帯の2倍以上になった現在、男性が家事・育児・介護等を自らの問題と捉え、主体的に参画することを促していくため、主として男性を対象とした講座を開催する。 ①家事・育児等体験交流講座 ②介護体験講座	(指定管理業務)	県男女共同参画センター

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

「のびのびあおもり子育てプラン」に基づき、社会全体での子育て支援を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
保育士・保育所支援センター事業 (保育士・保育所支援センター事業費)	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修を実施し、就職マッチングを行った。(R2実績27人)	20,606	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修を実施し、就職マッチングを行う。	20,618	こどもみらい課
幼稚園教育課程理解推進事業	幼稚園教育の振興・充実を図るという観点から、幼小接続やカリキュラムマネジメント等の幼稚園の教育課程編成及び実施に伴う指導上の諸問題について、県内3地区の代表園による協議主題に基づいた研究実践発表を行うとともに、幼稚園教育要領に係る講演を実施した。(参加者62名)	—	幼稚園の教育課程編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議し、教職員の指導力を高め、幼稚園教育の振興充実を図る。また、幼稚園教員、保育関係者及び小学校教員の共通理解を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進に資する。	—	教育庁 学校教育課
地域子育て支援拠点事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	193,503	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
一時預かり事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	239,333	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
子育て短期支援事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	605	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
延長保育促進事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	保護認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び時間以外の日又は時間に保育所等において保育を提供する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	165,556	保護認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び時間以外の日又は時間に保育所等において保育を提供する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
利用者支援事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	41,600	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
ファミリー・サポート・センター事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	6,683	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
特色教育支援経費補助(預かり保育等)	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助した。 令和2年度補助実績 1 通常預かり保育に対する補助 34園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 20園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 33園 4 子育て支援活動に対する補助 66園	140,336	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助する。 令和3年度補助予定 1 通常預かり保育に対する補助 41園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 39園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 40園 4 子育て支援活動に対する補助 71園	140,118	総務学事課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
認可外保育施設児童対策事業	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行った。	450	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行う。	443	こどもみらい課
病児・病後児保育事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などの保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する等の事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	78,174	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などの保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する等の事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	799,215 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助 ※R2の「放課後子ども教室推進事業費補助」と「地域学校協働活動推進事業費補助」を、R3より統合	「放課後子ども教室推進事業費補助」放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、体験活動や地域住民との交流活動等を実施する市町村に対して補助を行った。 ・17市町村（中核市を除く）66教室 「地域学校協働活動推進事業費補助」地域学校協働活動及び外部人材を活用した教育支援活動の取組を実施する市町村に対して県が補助を行った。 ・10市町（中核市を除く）30本部	60,525 6,438	地域学校協働活動（放課後子ども教室を含む）の取組を行う市町村に対して補助を行う。 ・21市町村（中核市を除く） 地域学校協働本部 34本部 放課後子ども教室 72教室	64,938	教育庁 生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	・地域学校協働活動推進委員会と放課後子ども総合プラン市町村担当者連絡会議を実施した。（推進委員会は1回、連絡会議は資料提供のみ） ・市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等を対象に研修を実施した。（県下全域対象1回、6地区実施分は12回中7回実施） ・地域学校協働活動コーディネーターアドバイザーを配置した。（1名）	2,054	・地域学校協働活動推進委員会と放課後子ども総合プラン市町村担当者連絡会議を実施する。（推進委員会、連絡会議を各1回） ・市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等を対象に研修を実施する。（県下全域対象1回、東青のみ前後期各2回、ほか5地区は、前後期各1回実施） ・地域学校協働活動コーディネーターアドバイザーを配置する。（1名）	2,056	教育庁 生涯学習課
学校を核とした地域づくり推進事業	地域学校協働本部の設置を一層推進するため、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、普及を図るとともに、地域学校協働活動の知識・理解を深めるため、コーディネーターや教職員等の研修を行った。 ・地域学校協働本部構築モデル事業（県内4地区） ・地域と学校のコラボレーション研修（6地区中、4地区で実施） ・地域との連携を担う教職員研修（6地区すべて中止）	3,193	地域学校協働本部の設置を一層推進するため、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、普及を図るとともに、地域学校協働活動の知識・理解を深めるため、コーディネーターや教職員等の研修を行う。 ・地域学校協働本部構築モデル事業（県内4地区） ・地域と学校のコラボレーション研修（6地区各1回） ・地域との連携を担う教職員研修（6地区各1回） ・本部未設置市町村に対する設置サポート事業（オンライン）	3,298	教育庁 生涯学習課
あおもり家庭教育支援総合事業	すべての親が安心して家庭教育を行うために、今日的課題に対応した家庭教育の取組を推進するための協議を行い、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくり等を行った。 ・青森県家庭教育支援推進協議会（3回） ・家庭教育学習テキスト「あおもり親楽プログラム」の作成（「乳幼児・小学生編」の改訂） ・親の学びを支援する「あおもり家庭教育アドバイザー」の派遣 ・親子ふれあい読書アドバイザーの養成（1地区中止、5地区で実施） ・あおもり家庭教育応援フェスタ（1回） ・祖父母向け孫育て研修会（東青・下北地区で実施） ・家庭を支える連携・協働セミナー（中南地区で2回） ・青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会（1回）	2,791	すべての親が安心して家庭教育を行うために、今日的課題に対応した家庭教育の取組を推進するための協議を行い、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくり等を行う。 ・青森県家庭教育支援推進協議会（3回） ・家庭教育学習テキスト「あおもり親楽プログラム」の作成・周知 ・家庭を支える連携・協働セミナー（三八・西北地区） ・青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会（1回） ・あおもり家庭教育応援フェスタ（1回） ・祖父母向け孫育て研修会（2地区） ・親子ふれあい読書アドバイザーの養成（6地区）	2,594	教育庁 生涯学習課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業費補助）	放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の補助を行った。	593,050	放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の補助を行う。	679,629	こどもみらい課
乳幼児はつらつ育成事業費補助	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行った。	785,747	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行う。	760,506	こどもみらい課
医療的ケア児保育所等受入促進事業	保育所等職員を対象に研修を実施することで、保育施設における医療的ケア児の受入に向けた気運醸成と支援技術の習得を図った。	2,972	保育所等職員を対象にフォーラムや研修を実施することで、保育施設における医療的ケア児の受入に向けた気運醸成と支援技術の習得を図る。	2,972	こどもみらい課
青森県子ども家庭支援センター総合相談事業	結婚・妊娠・出産及び子育ての不安や悩み、女性や子どもの問題、家庭に関わる様々な相談に電話及び面接で対応した。 ・電話相談292件、来所相談14件	(指定管理業務)	結婚・妊娠・出産及び子育ての不安や悩み、子どもの問題、家庭に関わる様々な相談に電話及び面接で対応する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
あおもり子育て応援パスポート事業（店舗等による子育て支援サービス）	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進した。あおもり子育て応援パスポート申込受付・発行及び発送を行った。 ・令和3年3月末現在登録店舗数 2,081店舗	(指定管理業務)	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進する。あおもり子育て応援パスポート申込受付・発行及び発送を行う。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
親子に優しい街マップ管理運用事業	親子が県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して安心して子育てが出来るよう、親子に優しい街マップにより情報提供を行った。	(指定管理業務)	親子が県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して安心して子育てが出来るよう、親子に優しい街マップにより情報提供を行う。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
子育て支援関係者育成事業	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施した。 実施回数 2回 参加者数 49名	(指定管理業務)	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
子育て広場開催事業	社会全体で子育てをすることの重要性を学ぶとともに、子育て関連団体に交流の機会を提供し、ネットワーク作りを推進するための事業を開催した。 実施回数 1回 参加者数 118名	(指定管理業務)	社会全体で子育てをすることの重要性を学ぶとともに、子育て関連団体に交流の機会を提供し、ネットワーク作りを推進するための事業を開催する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
家庭教育相談事業（すこやかほっとライン）	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話やメールによる相談を行った。 ・相談件数55件	399	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話や面談、メールによる相談を行う。	396	県総合社会教育センター

4 社会全体で介護を支援する環境づくり

「あおもり高齢者すこやか自立プラン2021」等に基づき、社会全体で介護を支援する環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
介護サービス情報の公表制度支援事業	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるよう公表した。	9,242	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるように公表する。	9,236	高齢福祉保険課
介護員養成研修	高齢者の増加かつ多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、介護職員初任者研修を実施した。 ・令和2年度修了者数 581名	—	高齢者の増加かつ多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修を実施する。	—	高齢福祉保険課

重点目標 4 雇用等における男女共同参画の推進

<施策の方向>

1 企業における女性の活躍に関する取組の促進

企業における女性の活躍に関する取組を評価することにより、企業による自主的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促し、男女が共に能力を発揮できる職場づくりを促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と結婚・子育て両立応援事業 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
あおもり働き方改革推進企業に対する競争入札参加資格者名簿の等級格付 (再掲 重点目標3-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	財産管理課 会計管理課
若年女性の県内定着促進事業 (次世代「あおもりなでしこ」還流・就業促進事業の後継事業)	あおもり女子就活・定着サポーターズを結成し、県内大学での講話等を行い、県内就職・定着促進を図った。 ・講話等参加学生数 333人	4,832	あおもり女子就活・定着サポーターズを結成し、県内大学等での講話や高校・大学での意見交換等を行い、県内就職・定着促進を図る。 ・県内大学等での講話 ・県内高校・大学での意見交換	1,844	労政・能力開発課
人材確保支援事業(女性の就業支援) (次世代「あおもりなでしこ」還流・就業促進事業の後継事業)	新型コロナウイルス感染症感染拡大により実施を見送り	8,306	県内の未就業女性に対して、個別相談会、再就業支援セミナー及び合同企業説明会を行い、幅広い世代の女性の(再)就職支援を行う。	6,823	労政・能力開発課
働く女性の活躍推進支援強化事業 (企業等における女性活躍推進) 【令和3年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

2 女性の活躍の理解促進

女性の活躍の気運を高め、企業の取組を促すため、企業経営者・管理職等の理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
働く女性の活躍推進支援強化事業 (企業等における女性活躍推進) 【令和3年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男女共同参画職員研修	市町村男女共同参画行政担当課長会議で研修会として開催予定であった「性的マイノリティ」に関するテーマについて、県職員向け研修として開催し、研修会の動画をDVDに収録し、全市町村に配布することで、県及び市町村職員の理解促進を図った。	-	行政関係職員の意識啓発に向けて、男女共同参画に関する研修会を開催する。	-	青少年・男女共同参画課

3 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備

希望に応じた柔軟で多様な働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるよう、就業環境の整備を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
離職者等再就職訓練事業	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供し、935名が受講した。(4月末現在)	718,113	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供する。 令和3年度計画 定員1,238名	635,731	労政・能力開発課
勤労女性講座	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	163	事業終了(青森県労働講座と統合)	-	労政・能力開発課
労働講座	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、青森・弘前・八戸の3市で労働講座を開催し、133名が参加した。	884	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、県内各地で労働講座を開催する。	885	労政・能力開発課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用促進及び労働者の生活の安定を図った。	2,153	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用促進及び労働者の生活の安定を図る。	2,185	労政・能力開発課
働く女性の活躍推進支援強化事業 (企業等における女性活躍推進) 【令和3年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
仕事と結婚・子育て両立応援事業 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
若年女性の県内定着促進事業 (再掲 重点目標4-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	労政・能力開発課

4 女性の起業支援

女性の起業する際の課題に配慮した支援を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
起業家養成研修事業	創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、ビジネスプランの作成方法や創業準備段階における基礎知識、創業事例等を学ぶ研修会を開催した。 起業家養成研修参加者数12名 (うち女性は5名)	767	創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、ビジネスプランの作成方法や創業準備段階における基礎知識、創業事例等を学ぶ研修会を開催する。	759	地域産業課
青森県「選ばれる青森」への挑戦資金(女性融資利率優遇あり)	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として「選ばれる青森」への挑戦資金を実施した。 若者・女性・シニア・U I J ターンによる創業の場合、融資利率を優遇した。 令和2年度融資実績 5,564,129千円	7,206,000	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として「選ばれる青森」への挑戦資金を実施する。 若者・女性・シニア・U I J ターンによる創業の場合、融資利率を優遇する。 令和3年度融資枠 13,000,000千円	3,471,000	商工政策課
創業・起業スタートアップ支援事業	女性・U I J ターン者を対象とした座談会及びショートステイや県内女性向け少人数交流会を実施。また、女性創業支援者による伴走型支援を行ったほか、地域課題の解決に資する創業事例の創出を支援した。 座談会参加者数24名 ショートステイ参加者数5名 女性向け少人数交流会参加者数72名 女性創業支援者養成研修参加者数2名	29,884	魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、女性・U I J ターン者を対象とした創業の促進や支援プラットフォームの機能強化に取り組むほか、地域課題の解決に資する創業事例の創出を支援する。	30,124	地域産業課
女性起業育成・経営発展支援事業	農山漁村女性の起業活動の促進に向けた講座の開催や、本格的な起業を目指す農山漁村女性に機器整備等の支援を行った。 1 女性起業の促進 (1) 実態調査 5～6月 346件を調査 (2) 基礎講座の開催 7～2月 延べ142名受講 (3) 優良事例講座の開催 9・2月 延べ38名受講 2 起業活動支援 機器整備、新商品開発、新規顧客開拓等 3件支援	3,207	農山漁村女性の起業活動の促進に向けた講座の開催や、機器整備等の支援により本格的な起業を目指す農山漁村女性の経営力強化を図る。 1 女性起業の促進 (1) 実態調査 (2) 基礎講座の開催 (3) 優良事例講座の開催 2 起業活動支援 機器整備、新商品開発、新規顧客開拓等を支援	3,207	農林水産政策課

5 女性就業人口が少ない分野での女性の活躍推進

技術職や研究職など、女性就業人口の少ない分野において、希望に応じて女性が活躍できるよう取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性が輝く建設業推進事業	<p>建設産業の担い手確保対策として、女性活躍推進の流れを加速・定着させるため、ネットワーク会議や業界団体と連携して、建設業への入職・定着・登用の促進に向けた取組を実施した。</p> <p>1 普及啓発・環境改善 ・建設業女性活躍推進フォーラム2020（1回、37名参加） ・建設業女性活躍促進のための企業訪問（新型コロナウイルスの影響により中止）</p> <p>2 ネットワーク推進・スキルアップ ・建設女子のためのオンラインキャリアセミナー2020（1回、45名参加） ・女性建設技術者ネットワーク会議総会（1回、26名参加）</p> <p>3 入職促進 ・女子学生と女性建設技術者との懇話会（新型コロナウイルスの影響により中止）</p> <p>4 情報発信強化 ・女性建設技術者の活躍に関する事例集作成（3名取材、冊子発行・配付）</p>	3,011	事業終了	—	監理課
女性に選ばれる建設業推進事業【令和3年度新規】	—	—	<p>建設業の担い手確保対策として、女性の入職や就業継続をさらに促進するため、建設業で働く女性のネットワークを充実させるとともに、業界の意識改革や情報発信の取組を実施する。</p> <p>①意識改革 ・男性の意識改革セミナー</p> <p>②ネットワークの充実・定着促進 ・建設女子のためのキャリアセミナー ・現場パトロール ・女性建設技術者ネットワーク会議</p> <p>③入職促進 ・女子学生と女性建設技術者との懇話会</p> <p>④イメージ戦略 ・女性活躍の特集記事掲載 ・女性活躍PR冊子の作成 ・UIJターンの促進</p>	6,787	監理課

重点目標5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画

<施策の方向>

1 農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくり

農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
林業後継者活動支援事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	林政課
家族協定締結の支援	家族経営協定の締結拡大に向け、新規就農者や後継者、女性起業家への啓発活動と協定締結を支援した。 ・締結農家数 1,307戸(令和3年3月末現在)	-	家族経営協定の締結拡大に向け、新規就農者や後継者、女性起業家への啓発活動と協定締結を支援する。	-	農林水産政策課
地域農業を支える普及活動推進事業 (農山漁村女性の経営参画推進普及活動) (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
地域貢献型地域経営拠点づくり事業	市町村(地域担い手育成総合支援協議会等)及び地域経営体(女性起業家等を含む)等を対象に、青森県型地域共生社会の実現に向けた体制づくりや担い手育成等の創意工夫による地域提案の取組を公募し、定額補助した(地域貢献型マネジメント定着事業:21協議会)。また、地域経営体がレベルアップするために必要な地域貢献や経営力強化に係る機械や設備の導入を支援した(地域貢献型経営体レベルアップ推進事業:12地域経営体)。	50,000	市町村(地域担い手育成総合支援協議会等)及び地域経営体(女性起業家等を含む)等を対象に、青森県型地域共生社会の実現に向けた体制づくりや担い手育成等の創意工夫による地域提案の取組を公募し、定額補助する(地域貢献型マネジメント定着事業)。また、地域経営体がレベルアップするために必要な地域貢献や経営力強化に係る機械や設備の導入を支援する(地域貢献型経営体レベルアップ推進事業)。	50,000	構造政策課
女性起業育成・経営発展支援事業 (再掲 重点目標4-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
地域社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業	自らの経営発展のみならず、地域共生社会の実現に向け、農業以外の分野とも連携した活動を展開できる女性人財の育成と地域課題の解決に向けた地域活動のモデル実証に取り組んだ。 1 地域づくりをリードする女性人財の育成と地域で連携した地域課題への対応 (1) コミュニティリーダー啓発フォーラムの開催 9月7日 17名参加 (2) 地域ネットワークの形成支援 地域課題の解決につながる コミュニティプランを20組織が作成 2 地域共生社会につながる 地域活動のモデル実証 7組織が地域を支えるモデル実証に取り組んだ。	6,658	自らの経営発展のみならず、地域共生社会の実現に向け、農業以外の分野とも連携した活動を展開できる女性人財の育成と地域課題の解決に向けた地域活動のモデル実証に取り組む。 1 地域づくりをリードする女性人財の育成と地域で連携した地域課題への対応 (1) コミュニティリーダー啓発フォーラムの開催 (2) 地域ネットワークの形成支援 (3) 農山漁村女性活躍事例報告会 2 地域共生社会につながる 地域活動のモデル実証 3 地域課題解決事例集の作成	7,758	農林水産政策課

2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進

農山漁村の活性化や産業振興のために、男女が対等なパートナーとして活躍できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し：

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
地域農業を支える普及活動推進事業 (農山漁村女性の経営参画推進普及活動) (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
若手後継者等育成事業	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援した。	18,230	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援する。	17,890	商工政策課
関係団体・市町村等への意識啓発	青森県農業協同組合中央会と連携しながら、各農協組合長とのトップヒアリング等を通じて、女性役員の登用に向けた取組を促した。特に、未登用の農協と役員改選期を迎えた農協に対しては、改めて男女共同参画の趣旨や女性役員の登用の意義を説明し、段階的な女性役員登用に向けた取組を促した。	-	青森県農業協同組合中央会と連携しながら、各農協組合長とのトップヒアリング等を通じて、未登用の農協と役員改選期を迎えた農協に対しては、引き続き、男女共同参画の趣旨や女性役員の登用の意義を説明し、段階的な女性役員の登用に係る取組を促す。	-	団体経営改善課
関係団体・市町村等への意識啓発	市町村、農業委員会に対して、事業の活用の呼びかけを通じて、女性農業委員の登用について配慮するよう指導した。 女性農業委員数55名（令和3年3月末現在）	-	市町村に対して、女性農業委員の登用について配慮するよう指導する。	-	構造政策課

3 広域的なネットワークづくりや異業種間交流の推進

女性が経営等に積極的に参画し、活躍の場を広げるため、広域的なネットワークづくりや異業種間交流を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
「奥入瀬サミット」女性人財ネットワーク拡大事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	地域活力振興課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標6 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

〈施策の方向〉

1 ひとり親家庭への支援

母子家庭の母などの経済的自立と生活の安定を図るための支援を行うとともに、子どもの学習を支援し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、寡婦および父子家庭に家庭生活支援員を派遣し、無料で保育や家事援助を行った。	2,325	母子家庭、寡婦および父子家庭に家庭生活支援員を派遣し、無料で保育や家事援助を行う。	2,260	こどもみらい課
母子自立支援プログラムの策定	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行った。	65	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行う。	55	こどもみらい課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行った。	478,356	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行う。	471,045	こどもみらい課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行った。	494,184	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行う。	561,709	こどもみらい課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給した。	1,455,817	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。	1,245,261	こどもみらい課
母子自立支援員による相談	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子・父子自立支援員による相談を実施した。 ・相談件数 6,422件	13,780	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子・父子自立支援員による相談を実施する。	13,805	こどもみらい課
家庭福祉対策教育支援貸付事業	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対する、大学入学時奨学金を設立し、大学入学時に必要となる一時的経費の貸付を行った。	73,081	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対する、大学入学時奨学金を設立し、大学入学時に必要となる一時的経費の貸付を行う。	73,081	こどもみらい課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

女性等であることで複合的に困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重や男女共同参画の視点からの取組を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
生活困窮者自立相談支援事業	複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談を受け付け、支援プランを作成し、関係機関をつなぐなど自立の支援を行った。 ・新規相談受付件数：806件 ・支援プラン作成件数：407件 ・新規就労支援対象者数：118名	66,098	複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談を受け付け、支援プランを作成し、関係機関をつなぐなど自立の支援を行う。	65,609	健康福祉政策課
民生委員による相談・支援	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付した。 ・民生委員定数：2,247名 (※中核市を除く。)	122,419	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付する。 ・民生委員定数：2,247名 (※中核市を除く。)	126,688	健康福祉政策課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
若者の社会参加促進事業	<p>若者の社会参加を促進することを目的に、社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向けた自然体験・交流塾を実施するとともに、若者団体等と地域のつながりを形成するモデル事業プランを実施した。</p> <p>1 自然体験・交流塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回自然体験・交流塾 野外炊事、創作活動等を実施 種差会場：種差少年自然の家 参加者25名 梵珠会場：梵珠少年自然の家 参加者9名 ・第2回自然体験・交流塾 トレッキング、創作活動等を実施 種差会場：種差少年自然の家 参加者19名 梵珠会場：梵珠少年自然の家 参加者8名 ・第3回自然体験・交流塾 就労体験、創作活動等を実施 種差会場：種差少年自然の家 参加者19名 梵珠会場：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止 <p>2 若者の社会参加促進事業プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内3地区（青森市、黒石市、三戸町）でモデル事業を実施 ・参加者数延べ123名 	821	<p>若者の社会参加を促進することを目的に、社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向けた自然体験・交流塾を実施するとともに、若者団体等と地域のつながりを形成するモデル事業プランを実施する。</p> <p>1 自然体験・交流塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回自然体験・交流塾 (種差・梵珠少年自然の家で各1回、野外炊事等を実施予定) ・第2回自然体験・交流塾 (種差・梵珠少年自然の家等で各1回、トレッキング等を実施予定) ・第3回自然体験・交流塾 (種差・梵珠少年自然の家等で各1回、就労体験等を実施予定) <p>2 若者の社会参加促進事業プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内2地区でモデル事業を実施する予定 	1,011	教育庁 生涯学習課
青森県長寿社会振興センター運営事業	<p>高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施した。(社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託)</p> <p>令和2年度に実施した主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あおもりシニアフェスティバル ・青森シニアカレッジ ・長寿な生活調査・発信事業 	36,603	<p>高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施する。(社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託)</p> <p>令和3年度実施予定の主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あおもりシニアフェスティバル ・青森シニアカレッジ ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣 ・長寿な生活調査・発信事業 	36,600	高齢福祉保険課
青森県福祉人材センターの運営事業	<p>福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的マンパワーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材無料職業紹介事業 相談件数 3,499件 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 研修会等開催回数 12回 ・福祉人材確保相談事業 相談会等開催回数 30回 	33,917	<p>福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的マンパワーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材無料職業紹介事業 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 ・福祉人材確保相談事業 	33,935	高齢福祉保険課
シルバー人材センター育成援助事業	<p>シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している青森県シルバー人材連合会に対し、事業費等を補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 会員数 6,451名 2 受注件数 36,070件 3 契約金額 2,886,241千円 	8,989	<p>シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している青森県シルバー人材連合会に対し、事業費等を補助する。</p>	8,989	労政・能力開発課
バリアフリーマップ運営管理事業	<p>県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化について実態調査した結果をホームページで公開した。</p>	1,452	<p>県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化について実態調査した結果をホームページで公開する。</p>	1,452	障害福祉課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
障害者社会参加推進センター運営事業	障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行った。	528	障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行う。	528	障害福祉課
障害者雇用の促進	障害者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会（2回、2事業所）や短期職場実習（30件）を実施した。	9,050	障害者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会や短期職場実習を実施する。	9,050	労政・能力開発課
外国人被害者に対する外国語通訳の確保	・人身取引被害女性の支援にあたり、必要な通訳を確保する。 ・令和2年度実績 0件	10	・人身取引被害女性の支援にあたり、必要な通訳を確保する。 ・外国人被害者への対応にあたり、複数言語に対応可能な音声通訳機を活用する。	10	女性相談所
外国青年招致事業	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員（C I R）、外国語指導助手（A L T）を配置した。 なお、人数については、新型コロナウイルス感染症による出入国制限があり、現在調整中である。	3,387	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員（C I R）、外国語指導助手（A L T）を配置する。	3,387	誘客交流課
国際交流ラウンジの管理運営事業	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行った。 （（公財）青森県国際交流協会に委託）	2,626	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行う。 （（公財）青森県国際交流協会に委託）	2,626	誘客交流課
青森県外国人相談窓口の運営業務	本県在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う一元的な相談窓口を運営した。 （（公財）青森県国際交流協会に委託）	8,111	本県在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う一元的な相談窓口を運営する。 （（公財）青森県国際交流協会に委託）	8,242	誘客交流課
24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）の周知	外国人、障害者などが暮らしの中で困っていることや、気持ちや悩みを相談する先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を周知した。	—	外国人、障害者などが暮らしの中で困っていることや、気持ちや悩みを相談する先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を周知する。	—	障害福祉課
性同一性障害等に係る児童生徒への学校におけるきめ細かな対応等	文部科学省が作成した性同一性障害等に係る児童生徒への対応に関する教職員向け資料を各学校に配布するとともに生徒指導関係会議において資料を活用し指導助言することにより、学校が適切に対応できるよう努めた。	—	教職員が生徒の発達段階に応じた性に関する指導が実践できるよう、性同一性障害等とされる児童生徒への対応や性の多様性の理解促進をテーマとした研修会を開催し、指導者の資質向上を図る。	—	教育庁 学校教育課

重点目標7 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

＜施策の方向＞

1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

環境分野をはじめ、地域社会における組織・団体の活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう男女共同参画の理解を深め、活力ある地域社会の形成を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
プロボノ人財発掘事業	<p>仕事の知識と経験を活かせるプロボノを通じ、積極的に地域と関わり、社会貢献活動を行う人財の裾野を拡大する。</p> <p>1. 地域とつなぐ・つながるプロジェクト ・あおもりプロボノセミナー及び公務員プロボノ人財発掘セミナーを開催し、36名が参加した。 ・「青森プロボノチャレンジ2021」を実施し、24名のプロボノワーカーがNPO等4団体への支援を行った。</p> <p>2. ママボノ・パパボノ促進プロジェクト コーディネート組織の橋渡しにより、ママボノ人財7名の発掘及びNPO等1団体へ支援を行った。</p> <p>3. 本業に生きる社会貢献活動プロジェクト 「本業に生きる社会貢献活動セミナー」を開催し、36名が参加した。</p>	3,924	<p>仕事の知識と経験を活かせるプロボノを通じ、積極的に地域と関わり、社会貢献活動を行う人財の裾野を拡大する。</p> <p>1. 地域とつなぐ・つながるプロジェクト ・企業人、公務員、県外在住者、子育て中の親等ターゲットごとにセミナー等開催 ・異業種チームによるプロボノの実践体験「青森プロボノチャレンジ2021」を実施</p> <p>2. ママボノ・パパボノ促進プロジェクト 子育て中の親を対象にしたママボノ人財の発掘と、支援団体とをマッチングするコーディネート組織を養成</p> <p>3. 本業に生きる社会貢献活動プロジェクト 企業経営者向けにSDGs時代の経営戦略と人財育成につながるプロボノに関するセミナーを開催</p>	3,922	県民生活文化課
あおもりウィメンズアカデミーの開催 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
男女共同参画地域ネットワーク活動支援事業企画運営	<p>学習会等を通じて、県内6地域にある男女共同参画ネットワークの各団体及び地域の住民が、地域における男女共同参画の課題について気づき、解決していく糸口を考える場を提供した。</p> <p>①地域ネットワーク学習会 ・県内3地域で開催 ②地域ネットワーク活動支援事業情報交換会は、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止</p>	(指定管理業務)	<p>学習会等を通じて、県内6地域にある男女共同参画ネットワークの各団体及び地域の住民が、地域における男女共同参画の課題について気づき、解決していく糸口を考える場を提供する。</p> <p>①地域ネットワーク学習会 ・県内6地域で開催 ②地域ネットワーク活動支援事業情報交換会の実施</p>	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
地域農業を支える普及活動推進事業 (農山漁村女性の経営参画推進普及活動) (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課

1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
もったいない・あおもり県民運動	<p>県民・事業者・行政が一体となって「もったいない」及び「COOL CHOICEあおもり」を合言葉に、3Rや省エネルギーの推進などの環境配慮行動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係団体との連絡調整、普及啓発等を行った。</p> <p>①もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催 新たに「あおもりプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみ対策の一層の推進を図った。</p> <p>②もったいない・あおもり県民運動推進大会の開催 新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>③「COOL CHOICEあおもりアクションプログラム2020」の決定及び進行管理 推進会議で決定したアクションプログラムの内容により、各構成団体がそれぞれ取組を展開した。</p>	1,135	<p>県民・事業者・行政が一体となって「もったいない」を合言葉に、3Rや省エネルギーの推進などの環境配慮行動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係団体との連絡調整、普及啓発等を行う。</p> <p>令和3年度は新たに「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。</p> <p>①もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催 ②あおもり脱炭素チャレンジ・キックオフフォーラムの開催 ③「もったいない・あおもりアクションプログラム2021」の決定及び進行管理</p>	1,135	環境政策課
「ごみ減量チャレンジ980」3R推進事業	<p>市町村との連携により、県民・事業者に対するごみ減量の取組に向けた「動機づけ」や、ごみ分別が取り込まれやすい「環境づくり」に向けた取組を重点的に行うことで具体的な行動をひきだし、第3次青森県循環型社会形成推進計画の目標達成に向けて、本県の3Rを推進した。</p> <p>①県民の“ごみ減量チャレンジ”推進 ・ごみ減量と呼びかけるポスターや新聞広告の掲載など県民への強力な3R啓発を行った ・夏休み期間中に県内全小学校の協力を得て「小学生3Rチャレンジ」を実施し、優秀校20校を表彰した。</p> <p>②事業者の“ごみ減量チャレンジ”推進 ・「3R実践フォーラム」の開催による、事業者への啓発を行った、 ・多量排出等事業者等のごみ減量促進に向けた説明会、市町村との連携による訪問指導を実施した。</p> <p>③市町村の「ごみ処理最適化」推進 ・市町村のごみ処理最適化に向けた、市町村職員向けの研修会（書面開催）及び地域県民局単位でのワーキング会議を開催した。 ・官民連携した効果的な3Rの取組促進に向けた、市町村・民間資源回収業者による「3R推進地域ネットワーク会議」を、市町村ワーキング会議と同時開催した。</p>	7,336	事業終了	—	環境政策課
「資源をきれいにまわそう」適正分別等推進事業 【令和3年度新規】	—	—	<p>リサイクル資源は「ごみ」ではなく「原料」であることについて、県民及び事業者の意識の転換・強化を促すため、適正分別等3Rを強力に推進する。</p> <p>①県民の適正分別等の推進 市町村等と連携して重点広報を実施する（ポスター、サンキューメッセージ付き資源回収拠点用パネルを作成） 適正分別等を学んで実践する3Rチャレンジブックを全小学生に配布し、優秀校を表彰する。 食品ロス削減のため、「てまえどり」普及のためのキャンペーンを量販店等と連携して実施する。</p> <p>②事業者の適正分別等の推進 事業者向け「資源をきれいにまわす」ガイドブックを作成・配布する。 適正分別等に取り組む事業者を増やす仕掛けとして「サンキューカード」モデル事業を実施する。</p> <p>③市町村等の取組強化 民間及び行政が連携する3R地域連携会議を開催する。また、市町村向け研修会及び事業者訪問指導支援を実施する。</p>	7,988	環境政策課

1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
COOL CHOICEあおりステップアップ事業	県民に地球温暖化対策を自分ごととして認識してもらい、意識の向上及び実践行動へつなげるため、県、市町村、団体、県民等あらゆる主体への連携を拡大し、地球温暖化対策の推進を図った。 ①気候変動にCOOLに適應・COOLCHOICEあおりキャンペーン（県内5カ所で実施） ②市町村気候変動適應研修会（書面開催） ③スポーツ観戦はスマートムーブで！プロジェクト（県内1カ所で実施） ④住まいのエコ活プロジェクト（啓発ソング及び動画の作成、Twitterアンケートを実施）	8,758	事業終了	—	環境政策課
あおり脱炭素チャレンジ推進事業【令和3年度新規】	—	—	2050年の脱炭素社会の実現を目指して、県民、事業者・団体、市町村の意識改革、行動変容に向けた気運醸成に取り組む。 ①あおり脱炭素チャレンジ・キックオフフォーラムの開催 ・もったいない・あおり県民運動推進会議内で講演会を実施 ②分野別脱炭素チャレンジ促進 ・適応及びスマートムーブに係る啓発物の作成及び配付 ③メディア等連携脱炭素チャレンジ情報発信 ・ラジオによる広報、プロスポーツ団体と連携したイベントの開催、メールマガジンの発行 ④住まいのエコ活プロジェクト ・パンフレットの作成、ホームセンター等での普及啓発	21,722	環境政策課
プラスチックごみ対策強化事業	プラスチックごみ問題が地球規模で問題となっており、国においても、国全体でプラスチックごみ対策に取り組む方針が示されたことを受け、県でも、国内外の動向等を踏まえ、プラスチックごみ対策を更に強化し、重点的・集中的に実施していく。 ①プラごみゼロ宣言と県民行動の促進 もったいない・あおり県民運動として「あおりプラごみゼロ宣言」を行い、県民行動の促進に向けたマイバッグ・マイボトル持参啓発、リユース食器利用マニュアル及び回収拠点を示したエコアクションお助けマップを作成した。 ②海ごみゼロキャンペーンの展開 青い森鉄道車体広告及びテレビ広報を行うとともに、民間団体が行うプラスチック等海洋ごみの回収・発生抑制のための啓発活動等に対する支援を実施した（計2団体）。 ③プラスチック資源循環の取組支援 ビジネスモデル創出に向けた研修会を開催等した。	11,589	プラスチックごみ問題が地球規模で問題となっており、国においても、国全体でプラスチックごみ対策に取り組む方針が示されたことを受け、県でも、国内外の動向等を踏まえ、プラスチックごみ対策を更に強化し、重点的・集中的に実施していく。 ①県民行動の促進 昨年度の「あおりプラごみゼロ宣言」を受けて、引き続き県民行動の促進に向けたマイバッグ・マイボトル持参啓発、イベント等におけるプラスチックごみ削減のモデル事業を実施する。 ②海ごみゼロキャンペーンの展開 青い森鉄道車体広告及びテレビ広報を行うとともに、民間団体が行うプラスチック等海洋ごみの回収・発生抑制のための啓発活動等に対する支援を実施する。 ③プラスチック資源循環の取組支援 ビジネスモデル創出に向けた研修会を開催等する。	8,207	環境政策課

2 市町村の取組促進

市町村における男女共同参画基本計画の策定等により、地域での男女共同参画の取組を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
市町村男女共同参画基本計画の改定、女性活躍推進計画策定に係る助言等	市町村における男女共同参画社会づくりに向けた基本計画改定等を支援するため、計画期間が満了となる11町村に対して、必要な支援を実施した。 ・市町村における男女共同参画基本計画の策定率 100%（R2.4） ・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率 57.5%（R3.4）	—	市町村における男女共同参画社会づくりに向けた基本計画改定等を支援するため、計画期間が満了となる12町村に対して、担当との連携を密にして改定等に向けた必要な支援を実施する。 ・令和3年度で男女共同参画基本計画の期間が満了となる市町村：三沢市、平内町、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、田子町、階上町	—	青少年・男女共同参画課
男女共同参画職員研修（再掲 重点目標4-2のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	青少年・男女共同参画課

重点目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<施策の方向>

1 女性に対する暴力根絶の取組の推進

配偶者等からの暴力（DV）、交際相手からの暴力、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアルハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための取組を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
DV防止広報事業	DV防止リーフレット等を作成・配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努めた。	975	DV防止リーフレット等を作成・配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努める。	975	こどもみらい課
有害図書類等点検・立入調査事業	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等の収納されている図書類等の点検を行った。	745	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等の収納されている図書類等の点検を行う。	730	青少年・男女共同参画課
青森県男女共同参画センター相談事業	男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、電話及び面接による相談を行い、相談者が自らの力で問題解決できるように援助した。 ・電話相談 1,067件 ・面接相談 90件 (一般面接相談33件、専門相談57件)	(指定管理業務)	男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、電話及び面接による相談を行い、相談者が自らの力で問題解決できるように援助する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
女性に対する暴力防止キャンペーン	内閣府が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップキャンペーン（「アスパム」）及びパープルリボンキャンペーン（青森市アウガ前）を実施し、ポスター掲示や啓発チラシ・ティッシュ配布を行い啓発した。	(指定管理業務)	内閣府が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップキャンペーン（「アスパム」）及びパープルリボンキャンペーン（県内大規模店舗、商店街等）を実施する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
DV相談・支援者向け講座	市町村・関係団体の相談担当者、支援者等を対象に、DV相談やDV被害者支援における配慮事項などを学ぶ研修会を実施した。	(指定管理業務)	市町村・関係団体の相談担当者、支援者等を対象に、DV相談に対するコロナ禍特有の事例を踏まえて、これからの支援や対応について考える研修会を実施する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
ストーカー・DV等被害者保護対策事業	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけたほか、ストーカー・DV事案担当警察職員を対象とした教養を充実させ、相談体制を整備及び相談対応能力の向上を図った。 被害者等の一時避難に係る費用を公費負担し、緊急的な安全確保を図った。 ・人身安全関連事案対策専科 6/1～6/5 県警察学校（青森市） ・交番、駐在所に対する事態対処訓練（年間、県下18警察署） ・宿泊費公費負担：延べ人数19人	385	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけるほか、ストーカー・DV事案担当警察職員を対象とした教養を充実させ、相談対応能力の高度化を図るとともに、相談体制を整備・維持する。 被害者等の一時避難に係る費用を公費負担するほか、携帯型緊急通報装置を貸し出し、緊急的な安全確保を図る。 ・4/19～4/23 人身安全関連事案対策専科 ・4/27 人身安全対策担当者研修会	380	警察本部 少年女性安全課
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置	性暴力被害者の心身に受けた被害を軽減し健康の早期回復を図るため、性暴力被害者やその家族等からの相談を受け、状況に応じた必要な支援をコーディネートした。 ・延べ相談総数 434件 ・相談実人員 95人 ・相談事案数 86件	3,168	性暴力被害者の心身に受けた被害を軽減し健康の早期回復を図るため、性暴力被害者やその家族等からの相談を受け、状況に応じた必要な支援をコーディネートする。	3,486	青少年・男女共同参画課

1 女性に対する暴力根絶の取組の推進

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
犯罪被害者支援業務	リーフレットや広報用カードによる積極的な広報活動により、県民の犯罪被害者支援への意識向上と相談窓口の周知を図った。 青森県被害者支援連絡協議会及び幹事会を開催し、関係機関と情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開した。 また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施するほか、警察職員である公認心理師によるカウンセリング、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備・維持した。 支援に当たる職員を対象とし、被害者支援専科等を開催し、知識の習得等、支援者としての資質向上に努めた。	4,337	リーフレットや広報用カードによる積極的な広報活動により、県民の犯罪被害者支援への意識向上と相談窓口の周知を図る。 青森県被害者支援連絡協議会及び幹事会を開催し、関係機関と情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開する。 また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施するほか、警察職員である公認心理師によるカウンセリング、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備・維持する。 支援に当たる職員を対象とし、被害者支援専科等を開催し、知識の習得等、支援者としての資質向上に努める。	4,519	警察本部 警務課
「命の大切さを学ぶ教室」等の開催	犯罪を犯してはならない、犯罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層（中・高・大学生）に対する取組みとして、「命の大切さを学ぶ教室」を、中学校2校、高校2校、大学1校で開催した。 県民の犯罪被害者支援への理解を深めるため「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、遺族講演、「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール優秀作品の表彰を実施した。 ・講師 交通事故被害者遺族	346	犯罪を犯してはならない、犯罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層（中・高・大学生）に対する取組みとして、「命の大切さを学ぶ教室」を、中学校3校、高校3校、大学1校で開催する。 県民の犯罪被害者支援への理解を深めるため「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、遺族講演、「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール優秀作品の表彰を実施する。 ・講師 犯罪被害者遺族（予定）	313	警察本部 警務課

2 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進

「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」等に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
配偶者暴力相談支援センターの運営	女性相談所、6か所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの合計8か所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行った。また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受けた。 ・相談件数 545件	26,609	女性相談所、6か所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの合計8か所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行う。また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受ける。	26,512	子どもみらい課
ハートフルコミュニケーション推進事業	中学生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供した。 ＜西北地区＞つがる市車力中学校 (9月25日(金)88名) ＜三八地区＞五戸町立倉石中学校 (10月29日(木)47名) ＜上北地区＞六ヶ所村立第一中学校 (9月4日(金)27名)	592	中学生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	592	子どもみらい課
女性のための法律講座	離婚に関する法律講座を実施し、離婚を考えた時の悩みの整理と今後の選択肢を理解することにより、女性が自分らしく生きていくためのエンパワーメントにつなげた。	(指定管理業務)	離婚に関する法律講座を実施し、離婚を考えた時の悩みの整理と今後の選択肢を理解することにより、女性が自分らしく生きていくためのエンパワーメントにつなげる。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
DV防止広報事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子どもみらい課
青森県男女共同参画センター相談事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
DV相談・支援者向け講座	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
ストーカー・DV等被害者保護対策事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	警察本部 少年女性安全課
DV被害者等総合支援事業	補助実績なし(0件)	41	一時保護を受けているDV被害者や母子生活支援施設入居者等が、施設を退所後の自立を支援するため、退所後身元保証人を確保できない場合、施設長等が被保険者(身元保証人)として契約した損害保険料に対して補助する。 (身元保証人対策事業費)	41	子どもみらい課
青森県DV防止対策推進会議	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の進捗状況の評価を行うとともに、県関係課・市町村及び関係機関の連携のもと、配偶者等からの暴力(DV)に係る通報、相談、保護及び自立支援等の対策を推進した。	282	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の進捗状況の評価を行うとともに、県関係課・市町村及び関係機関の連携のもと、配偶者等からの暴力(DV)に係る通報、相談、保護及び自立支援等の対策を推進する。	DV防止広報事業費に計上	子どもみらい課

3 ストーカー事案への対策の推進

重大事件に発展するおそれがある行為であることに配慮し、被害者等の安全確保をはじめ被害者の立場に立った迅速・的確な対策を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ストーカー・DV等被害者保護対策事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	警察本部 少年女性安全課

重点目標 9 生涯を通じた男女の健康支援

<施策の方向>

1 生涯を通じた女性の健康の増進

思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたる女性特有の健康をめぐる問題について支援します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性健康支援事業	女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた女性の健康維持を図るため、県が設置する各保健所において女性健康支援センターとして電話等により女性のための健康相談を受け付けた。 ・令和2年度実績 相談件数(実人員)15名	354	女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた女性の健康維持を図るため、県が設置する各保健所において女性健康支援センターとして電話等により女性のための健康相談を受け付ける。	354	こどもみらい課
不妊専門相談センター事業	不妊に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設している。	1,801	不妊・不育に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設する。	1,801	こどもみらい課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成した。	91,425	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成する。	195,100	こどもみらい課
妊産婦の健康支援	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努めた。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催した。 ・ネットワーク会議開催期間：10月～2月 ・4保健所管内で計4回開催(うち2か所書面開催) ・2保健所は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み開催中止。	2,389	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努める。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催する。 ・ネットワーク会議開催期間：4月～3月 ・6保健所管内で計12回開催	2,132	こどもみらい課
母子の保健指導及び相談事業	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施した。	613	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施する。	613	こどもみらい課
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費の補助を行った。 なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とする。	4,975	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費の補助を行う。 なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とする。	3,782	医療業務課
地域で活躍する良医育成支援事業(うち、周産期専門医確保対策分)	1 弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座により周産期医療に係る取組を進めた。 2 周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行った。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	120,000	1 弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座により周産期医療に係る取組を進める。 2 周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行う。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	120,000	医療業務課
がん検診の推進	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げによる、県全体のがん検診の精度の向上を図った。 ・日本臨床細胞学会青森県支部による開催 1回	1,016	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げによる、県全体のがん検診の精度の向上を図る。 【委託先】 ・青森県総合健診センター ・日本臨床細胞学会青森県支部 ・青森県診療放射線技師会	1,016	がん・生活習慣病対策課
特定健康診査・特定保健指導の推進	市町村が、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援した。(40市町村で実施)	214,434	市町村が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導について、それに要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援する。	207,646	高齢福祉保険課

1 生涯を通じた女性の健康の増進

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
定期健康診断等の実施	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るとい教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努めた。	90,919	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るとい教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努める。	90,434	スポーツ健康課
生活習慣病対策の推進	「青森県健康経営認定制度」の推進による働き盛り世代の健康づくりを進めるとともに、医科歯科連携による糖尿病と歯周病の重症化予防対策の推進、農業者や漁業者の健康づくりを推進するために農協・漁協の女性部と連携し、運動メニューや健康づくりロールモデルの紹介などの普及啓発を行った。 ※当初予算額は、健康増進費全体の額	169,019	引き続き、「青森県健康経営認定制度」の推進による働き盛り世代の健康づくりを進めるとともに、医科歯科連携による糖尿病と歯周病の重症化予防対策の推進、農業者や漁業者の健康づくりを推進するために農協・漁協の女性部と連携した体験型セミナーの開催等を実施していく。 ※当初予算額は、健康増進費全体の額	163,473	がん・生活習慣病対策課
女性発信！農業者・漁業者の健やか力向上事業	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体験型セミナーは中止としたが、農業者・漁業者向けの運動メニュー紹介媒体を作成し、ホームページ掲載、リーフレット配布等により啓発を図った。 ・第一次産業就業者の健康意識向上のため、日頃から健康づくりに取り組む農業者・漁業者を身近な健康づくりのロールモデルとして紹介するリーフレットを作成し、農協・漁協女性部員や各農協・漁協等への配布により啓発を図った。	4,992	・農・漁業者の健康づくりを推進するため、農協・漁協の女性部と連携した体験型セミナー（健康講話、健康度測定、健やかレシピ試食、運動体験）を開催する。 ・農・漁業者の生活習慣等に関する調査により、健康課題を明確化し、健康づくりのために有効なアプローチ方法を検討する。 ・取組の拡大・横展開を図るため、保健所単位での連絡会の開催、報告書の作成・配布を行う。	5,739	がん・生活習慣病対策課
女性アスリートコンディショニング研修会の開催	女性アスリートが抱える問題点を改善するための研修会を開催し、女性の競技環境改善を図るよう努めた。 令和2年度実績 実施競技団体：スケート競技 開催時期：令和3年3月 (44名参加)	829	事業中止（事業再編） 女性アスリートコンディショニング研修会の開催支援を含めた新規事業を立ち上げた。	—	教育庁スポーツ健康課
女性アスリート活動支援【令和3年度新規】	—	—	女性アスリートコンディショニング研修会の開催支援、女性アスリート医・科学サポート支援、ママンアスリート・指導者育児支援を行い、女性アスリート・指導者が競技を継続して取り組めるよう、スポーツ活動における女性特有の課題への対応及び活動環境の改善に取り組む。	2,500	教育庁スポーツ健康課
女性アスリート育成のための指導者研修会の開催	令和3年3月開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。	678	女性アスリートを取り巻く社会問題や女性特有の身体的問題を周知することにより、指導者の資質向上を図るとともに、女性アスリートの競技継続を支援する。 対象：女性アスリートを指導している全ての指導者 開催時期：令和4年2月（予定）	682	教育庁スポーツ健康課
働き盛り世代のがん検診推進事業	市町村におけるがん検診の質を担保するための取組み（＝精度管理）を活かした対策を検討するため、職域におけるがん検診について実態調査を行った。	6,906	職域におけるがん検診の実態調査の結果を活用し、がん検診の重要性、企業ががん検診に取り組むメリットの普及啓発のためのトップセミナーを実施する。 女性のがん検診受診を後押しする方法等について関係団体・専門家を交えて検討する。	3,908	がん・生活習慣病対策課

2 男性の健康問題への対応

男性に特微的な健康問題に対応するため、相談体制の整備等の取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
自殺対策事業	1 心のヘルスアップ事業 青森県自殺対策連絡協議会の開催 2 生きることの包括的支援・自殺対策事業 (1) 高齢者のこころの健康づくり支援促進事業 (2) 地域職域連携強化事業 (3) 子ども・若者の生きる力アップ事業 (4) 包括的基盤強化事業 3 地域自殺対策強化事業 (1) 自殺防止対策取り組み検証事業 (2) 県自殺対策推進本部・幹事会 (3) 市町村地域自殺対策強化事業費補助 4 生活と健康をつなぐ法律相談事業 5 あおもりいのちの電話相談事業費補助 ※新型コロナウイルスの影響により一部実施しなかった事業あり。	60,580	1 心のヘルスアップ事業 県自殺対策推進本部・幹事会、青森県自殺対策連絡協議会の開催 2 県民のこころの健康確保のための重点対策事業 3 地域自殺対策強化事業 4 生活と健康をつなぐ法律相談事業 5 あおもりいのちの電話相談事業費補助	52,623	障害福祉課
こころの電話	精神保健及び精神障害に関する電話相談窓口 令和2年度実績 1,750件	4,385	引き続き相談窓口を設置し、相談に対応する。	4,371	精神保健福祉センター
精神保健福祉相談	精神保健及び精神障害に関する相談窓口を精神保健福祉センター及び各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)に設置し、相談に対応した。令和2年度実績258件(精神保健福祉センター)令和2年度実績1,422件(県内6保健所)※センター実績には電話相談件数を含まない	978	引き続き精神保健及び精神障害に関する相談窓口を設置し、相談に対応する。	978	障害福祉課
喫煙対策推進事業	未成年者や事業所等を対象とした防煙教室や禁煙教室、地域住民、学校関係者等を対象とした研修会等を開催したほか、母親への再喫煙調査、事業所における受動喫煙防止に係る取組状況調査を実施し、喫煙に関する知識の普及啓発を図った。	3,814	未成年者や事業所等を対象とした防煙教室や禁煙教室、地域住民、学校関係者等を対象とした研修会等を開催し、喫煙に関する知識の普及啓発を図る。また、健康増進法改正について引き続き事業所、県民へ周知していく。	2,115	がん・生活習慣病対策課
特定健康診査・特定保健指導の推進 (再掲 重点目標9-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	高齢福祉保険課
生活習慣病対策の推進 (再掲 重点目標9-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	がん・生活習慣病対策課
働き盛り世代のがん検診推進事業 (再掲 重点目標9-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	がん・生活習慣病対策課

3 性に関する適切な知識の普及・教育の推進

男女が互いを尊重し、命の大切さや適切な性の知識を得るための教育等を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
性に関する指導	性に関する基礎知識を身に付けさせるとともに、適切な意志決定や行動選択ができるよう指導の充実を図るため、県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、県立学校の生徒、職員を対象に「思春期のこころとからだ」などの内容で計65回講演会を実施し、指導を行った。	995	性に関する基礎知識を身に付けさせるとともに、適切な意志決定や行動選択ができるよう指導の充実を図るため、県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、県立学校の生徒、職員を対象に「思春期のこころとからだ」などの内容で講演会を実施し、指導を行う予定。	1,567	教育庁 スポーツ健康課
性に関するセミナー	児童生徒に対し、性（命をはぐくむ）教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質向上に努める予定であったが、コロナウイルスの影響により中止とした。	500	児童生徒に対し、性（命をはぐくむ）教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上に努める。	500	教育庁 スポーツ健康課
高校生に対するエイズ・性感染症に関する意識調査	令和2年7月～9月の間、県内高校生（2学年）を対象に、エイズ・性感染症に対する知識、態度及びリスク行動等の意識を調査することを通じ、エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発した。（県内高校（特別支援学校を含む）83校、生徒数9,915名に対して実施）	261	令和3年7月～8月（予定）の間、県内高校生（2学年）を対象に、エイズ・性感染症に対する知識、態度及びリスク行動等の意識を調査することを通じて、エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発する。（県内高校（特別支援学校含む）に協力を依頼予定）	261	保健衛生課

4 医療分野における女性の参画拡大

生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、女性の参画拡大を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
医師の働きやすい環境づくり支援事業	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援した。 1 医師相談窓口の運営（県医師会へ委託） 2 臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明	4,545	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援した。 1 医師相談窓口の運営（県医師会へ委託） 2 臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明	4,545	医療業務課
病院内保育所運営費補助事業	補助申請する事業者がなかったため実績なし。	5,619	病院内保育所を対象に、医療従業者の離職防止及び再就業を促進するとともに、24時間保育又は病児等保育を提供する病院内保育所の運営に係る費用の一部を補助する。	5,619	医療業務課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標10 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

<施策の方向>

1 わかりやすい男女共同参画の広報・理解促進活動の推進

誰もが男女共同参画の重要性を認識し、理解できるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な広報活動を推進するとともに、学習の機会を提供します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
情報誌の発行	男女共同参画の視点に立った情報誌「クローバーあおもり」を発行し男女共同参画の普及啓発を行った。 (定期発行)・発行回数 年2回 ・発行部数 各5,000部	(指定管理業務)	男女共同参画の視点に立った情報誌「クローバーあおもり」を発行し男女共同参画の普及啓発を行う。 (定期発行)・発行回数 年2回 ・発行部数 各5,000部	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画フェスティバル(アピオあおもり秋まつり)の開催	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。 【代替事業】 ①「夫婦deミーティング」CM動画放映 県内民放3社(8月10日～8月16日) ②YouTubeにアピオあおもり男女チャンネルを開設。「夫婦deミーティング」CM動画をアップロード 視聴回数 131回	(指定管理業務)	男女共同参画になじみの少ない県民が男女共同参画推進の必要性に気づき行動変容する契機となることを目的に、アピオあおもり登録団体やNPO法人、市民団体等と連携協力し、講演会、団体活動紹介ブースの設置等を行う。 ・開催日 11月(予定)	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画地域ネットワーク活動支援事業企画運営 (再掲 重点目標7-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男女共同参画職員研修 (再掲 重点目標4-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
仕事と結婚・子育て両立応援事業 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課

2 男性にとっての男女共同参画の推進

男女がともに家事、子育て・介護等を担い、社会的に評価される気運を醸成し、互いに責任を分かち合いながら家事、子育て・介護等へ参画するための取組を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
働く女性の活躍推進支援強化事業 (夫婦の対等なパートナーシップの形成促進) 【令和3年度新規】 (再掲 重点目標3-2のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男性の家事・育児参画促進のための情報提供や学習機会の提供 (再掲 重点目標3-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
子ども家庭支援センターで実施する各種事業・活動	各種事業・活動のテーマとして、ファザリングや男性の育児・家庭参画を取り上げ、男性による家庭参画の促進を図った。	(指定管理業務)	各種事業・活動のテーマとして男性の育児・家庭参画を取り上げ、更に男性が参加しやすい内容・形態の事業を実施し、男性による家庭参画の促進を図る。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
育児・介護休業者生活安定資金融資制度(再掲 重点目標4-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	労政・能力開発課

3 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

男女共同参画に対する理解を促進するための情報等を収集し、利用しやすく整備し、提供します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
「青森県の男女共同参画の現状と施策」の作成・配布	男女共同参画の事業等をまとめ、県民一人ひとりの意識改革を図るため、広く配布した。	400	男女共同参画の事業等をまとめ、県民一人ひとりの意識改革を図るため、広く配布する。	400	青少年・男女共同参画課
男女共同参画啓発事例集の作成・配布（「いきいき男女共同参画社会づくり事業」において実施）（一部再掲 重点目標2-3）	パンフレット「みんなが自分らしく!! 考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付した。	(再掲)	パンフレット「みんなが自分らしく!! 考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付する。	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男女共同参画センターの情報ライブラリーの整備・活用	情報発信の場として、利用者の様々な学習・活動・調査研究を支援するために男女共同参画、女性問題に関する図書や資料を幅広く収集し、提供した。 ・貸出書籍数：10,732冊 ・貸出AV資料数：447件	(指定管理業務)	情報発信の場として、利用者の様々な学習・活動・調査研究を支援するために男女共同参画、女性問題に関する図書や資料を幅広く収集し、提供する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画センターホームページ等の整備	①男女共同参画センターが開催する事業や相談などの情報発信をベースとして、Facebook、Twitterを併用しながら情報提供を行った。 ②YouTubeにアビオあおもり男女チャンネルを開設し、情報提供を行った。	(指定管理業務)	①男女共同参画センターが開催する事業や相談などの情報発信をベースとして、Facebook、Twitterを併用しながら情報提供を行う。 ②アビオあおもり男女チャンネルを活用し情報提供を行う。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター

4 国際規範・国際基準の理解・普及の推進

国際的な動きを踏まえて情報を収集するとともに、女子差別撤廃条約等の国際規範等について、県民や事業者等に対して理解・普及を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもりウィメンズアカデミーの開催（再掲 重点目標2-1のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター

重点目標 1-1 教育、メディア等を通じた理解の促進

<施策の方向>

1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実

学校等において、発達段階に応じ、男女共同参画の理解促進に向けた教育を行うとともに、教育内容が充実するよう教育従事者の理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ドリカム人づくり推進事業	児童生徒の夢の実現に向けて、児童生徒のアイデアを取り入れ、向上心や積極的に学ぶ意欲などチャレンジする心を育む事業を企画・展開する県立学校を18校指定するとともに、他校との連携型プランを3プラン指定し、「人づくり」を目指した活力あふれる学校づくりを推進した。	9,972	児童生徒の夢の実現に向けて、児童生徒のアイデアを取り入れ、向上心や積極的に学ぶ意欲など、チャレンジする心を育む企画や展開を希望する県立学校を対象に、単独校型プランを12校程度、他校と連携し取組みが可能な連携校型プランを6プラン程度指定し、「人づくり」を目指した活力あふれる学校づくりを推進する。	9,972	教育庁 学校教育課
医師を志す高校生支援事業	医学部医学科を志す高校生の実力養成を図るために学力向上セミナーを実施するとともに、教員の教科指導力を向上させるために予備校等への派遣を行ったことにより本県高校生の医学部医学科合格者数増加に向けた取組を支援した。また、拠点校を中心とした学習セミナーにおいては、医師への志を確実なものとし、学習に向かう姿勢を期して、ワークショップを実施した。	22,258	引き続き、医学部医学科を志す高校生の実力を養成するため、生徒はもとより教員の教科指導力を向上させることを通じて本県高校生の医学部医学科合格者の増加を図っていく。また、拠点校を中心とした学習セミナーにおいては、医師への志を揺るぎないものとし、学習に向かう姿勢の質的向上を図るために、ワークショップを実施する。	22,270	教育庁 学校教育課
科学の甲子園関係事業費	中学校・高等学校等の生徒が、科学に関する知識や技術等を競い合う「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」全国大会への本県代表チームを選抜するため、青森県大会を開催し、筆記競技・実験競技を通して切磋琢磨することで、本県理数教育の充実及び理工系人材の育成を図った。高校生対象の「科学の甲子園」は11月に青森県大会を実施し、新型コロナウイルス感染防止対策のため各校からの申込みチーム数を制限して募集を行い、10チーム70名が参加した。	639	引き続き、「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」全国大会への本県代表チームを選抜するため、青森県大会を開催するとともに、本県理数教育の充実及び理工系人材の育成を図っていく。また、全国大会出場チームに対して研修会を行うなど支援もしていく。	647	教育庁 学校教育課
地域と連携したキャリア教育推進事業	高校生の職業観・勤労観の育成と卒業後の県内定着を図るため、生徒のキャリア教育の活動を記録する教材（キャリア・パスポート）の指導事例集を作成するとともに、高校と県内企業の理解促進のための講演会、企業訪問や交流会等を実施した。また、県内企業理解促進については、企業紹介映像を作成し、YouTube配信とDVD配布をした。	5,390	事業終了	—	教育庁 学校教育課
キャリア支援ウェブサイトの運営 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
理工系女子学生への対応の推進 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
建設系企業インターンシップ (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課

2 メディアを通じた男女共同参画の推進

様々なメディアを通して、男女共同参画の理解を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現改善を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
県立学校システム管理者連絡協議会	連絡協議会を開催し、情報セキュリティ基本方針等の趣旨徹底を図るとともに、「自己点検」及び「インシデント対応訓練」を通して、インターネット利用等におけるトラブルを未然に防止し、各学校が連携して情報教育及びネットワーク管理に取り組めるよう、教員の意識向上を図った。	—	連絡協議会を開催し、情報セキュリティ基本方針等の趣旨徹底を図るとともに、「自己点検」及び「インシデント対応訓練」を通して、インターネット利用等におけるトラブルを未然に防止し、各学校が連携して情報教育及びネットワーク管理に取り組めるよう、教員の意識向上を図っていく。併せて校務支援システムに関する研修を行い、運用に向けて各校システム管理者等への周知を行う。	—	教育庁 学校教育課
青森県青少年インターネット利用対策業務	○9/5八戸、9/12弘前、9/26三沢において、中高生54人及び教職員・少年警察ボランティア等総勢111人が参加し、インターネット介在の犯罪やトラブル、いじめの現状とその対処方法について事例検討を通して意見交換するとともに、各自「スマホ・マイルール」を考えて規範意識の高揚を図った。 ○参加した生徒が自校で還元教養を実施して広く規範意識向上を図るとともに、フォーラムで出された意見や「スマホ・マイルール」等をリーフレット化し、広報啓発活動に活用した。	1,673	○小学生（5・6年）を対象とした安全・安心なネット利用勉強会の開催 ○開催時期及び場所 7/23むつ、7/29青森、8/11五所川原	1,570	警察本部 少年女性安全課
有害図書等点検・立入調査事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

重点目標 1 2 男女共同参画の視点に立った防災対策

＜施策の方向＞

1 平常時からの男女共同参画の推進

地域における生活者の多様な視点を反映させた防災対策の実施のため、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の整備を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
男女共同参画を念頭に置いた防災会議の運営	地域防災計画及び各種防災対策の充実を図るため、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者や男女共同参画に係る学識経験者等を加えている。	469	引き続き、地域防災計画及び各種防災対策の充実を図るため、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者や男女共同参画に係る学識経験者等を加えて防災会議を運営する。	469	防災危機管理課
青森県石油コンビナート等防災本部への女性の参画拡大	石油コンビナート等防災対策の充実を図るため、4号本部員（知事とその部内の職員のうちから指名する者）を対象に、女性本部員の登用に努めた。	248	令和3年度、4号本部員（知事とその部内の職員のうちから指名する者）を対象に、石油コンビナート等防災対策の充実を図るため、防災本部の委員における男女共同参画の更なる推進を図ることとする。	248	消防保安課
次世代消防団員確保対策事業	若年層や女性の入団促進に向け、県内消防団員へのインタビュー記事を掲載した小冊子を制作するなど、消防団のPRを実施した。さらに、人口減少社会における消防団員確保策を学ぶ場として、市町村等消防団担当職員を対象とした勉強会を開催した。	5,823	消防団を中核とした地域防災力の向上を図るため、若年層や女性等の消防団員確保に向けた活動事例集や小・中学生向けパンフレットを作成するとともに、消防団組織のあり方についての勉強会を開催する。	5,307	消防保安課
女性防災人財ネットワーク推進事業	地域防災活動への女性の積極的な参画を促進するため、青森市及び八戸市において女性に特化した研修等を実施し、女性防災リーダーの育成を図った。	3,132	引き続き、地域防災活動への女性の積極的な参画を促進するため、青森市及び八戸市において女性に特化した研修等を実施し、女性防災リーダーの育成を図る。	2,373	防災危機管理課

2 災害時の男女共同参画の視点を反映させた対応

女性と男性で災害から受ける影響が異なることに配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
青森県石油コンビナート等防災本部への女性の参画拡大 (再掲 重点目標 1 2-1 のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	消防保安課
次世代消防団員確保対策事業 (再掲 重点目標 1 2-1 のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	消防保安課
女性防災人財ネットワーク推進事業 (再掲 重点目標 1 2-1 のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	防災危機管理課

3 男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割の明確化

本県の男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターにおいて、平常時及び災害時の役割を明確化し、円滑な対応が可能となるように備えます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
平常時及び災害時の役割明確化のための整理・周知	男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割明確化のための整理をした。	—	引き続き、男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割明確化のための整理をする。	—	青少年・男女共同参画課
男女共同参画の視点を踏まえた地域防災普及啓発活動	市町村等からの、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災に関する講演等の依頼に対し、講師を派遣した。また、県防災危機管理課が主催する事業と連携、協力した。	(指定管理業務)	市町村等からの、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災に関する講演等の依頼に対し、講師を派遣する。また、県防災危機管理課が主催する事業と連携、協力する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画の視点を踏まえた災害時対応のための体制整備	全国の男女共同参画センターにおける取組状況等を調査した。	—	男女共同参画センターの災害時の役割を踏まえ、体制の整備を継続する。	—	青少年・男女共同参画課

4 復旧・復興対応の男女共同参画の推進

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう女性の参画を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和2年度		令和3年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
男女共同参画を念頭に置いた防災会議の運営 (再掲 重点目標12-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	防災危機管理課

第 3 部

資 料 編

1 市町村における男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	条例名称	公布日	施行日
青森市	青森市男女共同参画推進条例	平成30年3月23日	平成30年4月1日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月27日	平成13年10月1日

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
青森市	青森市男女共同参画プラン	平成28年度～ 令和5年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
弘前市	弘前市男女共同参画プラン2018～2022	平成30年度～ 令和4年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
八戸市	第4次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはらのへプラン2017～	平成29年度～ 令和3年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
黒石市	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	令和2年度～ 令和7年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
五所川原市	第4次五所川原市男女共同参画計画	平成29年度～ 令和3年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
十和田市	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画	平成24年度～ 令和3年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
三沢市	第2次みさわハーモニープラン ～男女共同参画社会をめざして～	平成24年～ 令和3年度	
むつ市	第2次むつ市男女共同参画推進基本計画	平成25年度～ 令和4年度	
つがる市	第2次つがる市男女共同参画プラン	平成29年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平川市	第3次平川市男女共同参画推進プラン ひらかわきらめきプラン ～互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市～	平成29年度～ 令和3年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平内町	第2次平内町男女共同参画プラン ～豊かな人間性と郷土を求めて～	平成24年度～ 令和3年度	
今別町	第3次今別町男女共同参画推進計画	令和元年度～ 令和5年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
蓬田村	第2次蓬田村男女共同参画推進計画 ～みんなが輝き、支える社会を目指して～	平成27年度～ 令和6年度	
外ヶ浜町	第二次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和7年	○ (男女共同参画基本計画と一体)
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン ～尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして～	平成24年度～ 令和3年度	
深浦町	深浦町男女共同参画推進プラン ～男女が共に輝く社会に向けて～	平成24年度～ 令和3年度	
西目屋村	西目屋村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
藤崎町	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
大鰐町	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
田舎館村	田舎館村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
板柳町	板柳町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 令和3年度	
鶴田町	鶴田町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 令和3年度	
中泊町	第2次中泊町男女共同参画推進プラン	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
野辺地町	野辺地町男女共同参画基本計画 ～お互いを理解・尊重し協働で創る明るく元気ある未来～	平成24年度～ 令和3年度	
七戸町	第2次七戸町男女共同参画基本計画	平成26年度～ 令和5年度	
六戸町	六戸町男女共同参画基本計画	平成24年度～ 令和3年度	
横浜町	横浜町男女共同参画基本計画	平成24年度～ 令和3年度	
東北町	東北町男女共同参画プラン ～“あきらめ”から“チャレンジ”のステージへ～	平成24年度～ 令和3年度	
六ヶ所村	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画	平成23年度～ 令和2年度	
おいらせ町	第3次おいらせ町男女共同参画プラン	平成31年度～ 令和5年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
大間町	大間町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
東通村	東通村男女共同参画推進計画	令和元年度～ 令和5年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
風間浦村	風間浦村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
佐井村	佐井村男女共同参画社会基本計画 ～女性がいきいきと活躍するむら～	平成23年度～ 令和2年度	
三戸町	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
五戸町	第2次五戸町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
田子町	田子町男女共同参画計画 ～手をつなぎ 共に歩もう ゆとりと活気のある町(たっこ)～	平成24年度～ 令和3年度	
南部町	第2次南部町男女共同参画基本計画	平成31年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
階上町	階上町男女共同参画プラン	平成24年度～ 令和3年度	
新郷村	新郷村男女共同参画推進計画	平成29年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 市町村議会議員の状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	議 員			市町村名	議 員				
	在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)		在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)		
市部 (10)	青森市	35	7(20.0)	28(80.0)	上北郡 (7)	野辺地町	12	1(8.3)	11(91.7)
	弘前市	27	1(3.7)	26(96.3)		七戸町	16	1(6.3)	15(93.8)
	八戸市	32	6(18.8)	26(81.3)		六戸町	12	0(0)	12(100)
	黒石市	16	4(25.0)	12(75.0)		横浜町	9	0(0)	9(100)
	五所川原市	22	2(9.1)	20(90.9)		東北町	15	0(0)	15(100)
	十和田市	22	5(22.7)	17(77.3)		六ヶ所村	18	0(0)	18(100)
	三沢市	18	3(16.7)	15(83.3)		おいらせ町	16	1(6.3)	15(93.8)
	むつ市	22	3(13.6)	19(86.4)	下北郡 (4)	大間町	10	0(0)	10(100)
	つがる市	18	2(11.1)	16(88.9)		東通村	14	0(0)	14(100)
	平川市	16	1(6.3)	15(93.8)		風間浦村	8	1(12.5)	7(87.5)
東津軽郡 (4)	平内町	12	1(8.3)	11(91.7)	三戸郡 (6)	佐井村	8	0(0)	8(100)
	今別町	7	0(0)	7(100)		三戸町	14	2(14.3)	12(85.7)
	蓬田村	8	0(0)	8(100)		五戸町	15	0(0)	15(100)
外ヶ浜町	11	0(0)	11(100)	田子町		9	0(0)	9(100)	
西津軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	12	0(0)	12(100)		南部町	16	1(6.3)	15(93.8)
	深浦町	12	0(0)	12(100)		階上町	14	0(0)	14(100)
中津軽郡 (1)	西目屋村	6	1(16.7)	5(83.3)	新郷村	8	1(12.5)	7(87.5)	
南津軽郡 (3)	藤崎町	14	1(7.1)	13(92.9)	市議会計	228	34(14.9)	194(85.1)	
	大鰐町	10	1(10.0)	9(90.0)	町村議会計	349	16(4.6)	333(95.4)	
	田舎館村	7	0(0)	7(100)	市町村合計	577	50(8.7)	527(91.3)	
北津軽郡 (3)	板柳町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	鶴田町	11	1(9.1)	10(90.9)					
	中泊町	13	2(15.4)	11(84.6)					

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 庁内推進体制整備状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	庁内連絡会議	設置年月
青森市	青森市男女共同参画推進会議	平成30年9月
黒石市	黒石市男女共同参画推進本部	平成14年4月
十和田市	十和田市男女共同参画社会検討委員会	平成17年1月
三沢市	みさわハーモニープラン推進会議	平成14年11月
野辺地町	野辺地町女性行政連絡協議会	平成11年11月
東北町	東北町男女共同参画推進会議	平成18年5月

資料：青少年・男女共同参画課

(5) 諮問機関設置状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	諮問機関	設置年月
青森市	青森市男女共同参画審議会	平成30年10月
弘前市	弘前市男女共同参画プラン懇話会	平成26年4月
八戸市	八戸市男女共同参画審議会	平成13年10月
黒石市	黒石市男女共同参画審議会	平成14年4月
五所川原市	五所川原市男女共同参画推進委員会	平成18年3月
十和田市	十和田市男女共同参画懇話会	平成17年1月
むつ市	むつ市男女共同参画推進委員会	平成14年7月
つがる市	つがる市男女共同参画推進委員会	平成17年12月
平川市	平川市男女共同参画推進会議	平成19年1月

資料：青少年・男女共同参画課

(6) 男女共同参画・女性のための総合的な施設

(令和3年4月1日現在)

市町村名	施設名	設置年月日	設置主体	運営主体
青森市	青森市男女共同参画プラザ(カダール)	平成13年1月26日	青森市	指定管理者 特定非営利活動法人あおりり 男女共同参画をすすめる会

資料：青少年・男女共同参画課

(7) 市町村男女共同参画行政担当窓口

(令和3年4月1日現在)

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
青森市	人権男女共同参画課	017-734-1111 (内2201)	030-0801	青森市新町 1-3-7
弘前市	企画課	0172-35-1111 (内490)	036-8551	弘前市上白銀町 1-1
八戸市	市民連携推進課	0178-43-2111 (内2117)	031-8686	八戸市内丸 1-1-1
黒石市	企画課	0172-52-2111 (内238)	036-0396	黒石市市ノ町 11-1
五所川原市	ふるさと未来戦略課	0173-35-2111 (内2236)	037-8686	五所川原市布屋町 41-1
十和田市	総務課	0176-23-5111 (内131)	034-8615	十和田市西十二番町 6-1
三沢市	広報広聴課	0176-53-5111 (内215)	033-8666	三沢市桜町 1-1-38
むつ市	市民連携課	0175-22-1111 (内2154)	035-8686	むつ市中央 1-8-1
つがる市	企画調整課	0173-42-2111 (内354)	038-3192	つがる市木造若緑 61-1
平川市	教育委員会生涯学習課	0172-44-1221	036-0102	平川市光城 2-30-1
平内町	総務課	017-755-2111 (内226)	039-3393	平内町小湊字小湊 63
今別町	総務企画課	0174-35-2001 (内214)	030-1502	今別町今別字今別 167
蓬田村	健康福祉課	0174-27-2111 (内402)	030-1211	蓬田村蓬田字汐越 1-3
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111 (内209)	030-1393	外ヶ浜町蟹田高銅屋 44-2
鱒ヶ沢町	政策推進課	0173-72-2111 (内335)	038-2792	鱒ヶ沢町舞戸町字鳴戸 321
深浦町	総合戦略課	0173-74-2111 (内275)	038-2324	深浦町深浦字苗代沢 84-2
西目屋村	住民課	0172-85-2111 (内124)	036-1492	西目屋村田代神田 57
藤崎町	教育委員会生涯学習課	0172-65-3100 (内3103)	038-1214	藤崎町常盤字三西田 35-1
大鰐町	総務課	0172-48-2111 (内116)	038-0292	大鰐町大鰐字羽黒館 5-3
田舎館村	総務課	0172-58-2111 (内222)	038-1113	田舎館村田舎館字中辻 123-1
板柳町	教育委員会生涯学習課	0172-72-1800	038-3672	板柳町灰沼字岩井 61
鶴田町	教育委員会社会教育班	0173-22-2111 (内212)	038-3595	鶴田町鶴田字早瀬 200-1
中泊町	総合戦略課	0173-57-2111 (内2023)	037-0392	中泊町中里字紅葉坂 209

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
野辺地町	地域戦略課	0175-64-2111 (内 265)	039-3131	野辺地町野辺地 123-1
七戸町	企画調整課	0176-68-2940	039-2792	七戸町森ノ上 131-4
六戸町	総務課	0176-55-3111 (内 197)	039-2392	六戸町犬落瀬字前谷地 60
横浜町	企画財政課	0175-78-2111 (内 322)	039-4145	横浜町字寺下 35
東北町	企画課	0176-56-3111 (内 247)	039-2492	東北町上北南 4-32-484
六ヶ所村	教育委員会社会教育課	0175-72-2111 (内 512)	039-3212	六ヶ所村尾駁字野附 478-2
おいらせ町	政策推進課	0178-56-4273	039-2192	おいらせ町中下田 135-2
大間町	総務課	0175-37-2111 (内 113)	039-4601	大間町大間字奥戸下道 20-4
東通村	企画課	0175-27-2111 (内 223)	039-4292	東通村砂子又字沢内 5-34
風間浦村	総務課	0175-35-2111	039-4502	風間浦村易国間字大川目 28-5
佐井村	総合戦略課	0175-38-2111 (内 23)	039-4711	佐井村佐井字糠森 20
三戸町	まちづくり推進課	0179-20-1111 (内 2243)	039-0198	三戸町在府小路町 43
五戸町	総合政策課	0178-62-2111 (内 234)	039-1513	五戸町古館 21-1
田子町	政策推進課	0179-32-3111 (内 217)	039-0292	田子町田子字天神堂平 81
南部町	住民生活課	0178-76-2111 (内 127)	039-0592	南部町平広場 28-1
階上町	総務課	0178-88-2111 (内 215)	039-1201	階上町道仏字天当平 1-87
新郷村	総務課	0178-78-2111 (内 158)	039-1801	新郷村戸来字風呂前 10

区分	市	町	村	計	比率
首長部局	9	19	7	35	87.5%
教育委員会	1	3	1	5	12.5%
計	10	22	8	40	100%

資料：青少年・男女共同参画課

2 参考資料

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古^{いにしへ}からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育^{はぐく}まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を総括する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長
人事課長
企画調整課長
県民生活文化課長
青少年・男女共同参画課長
健康福祉政策課長
こどもみらい課長
障害福祉課長
商工政策課長
労政・能力開発課長
農林水産政策課長
監理課長
防災危機管理課長
消防保安課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
東青地域県民局地域連携部長
中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携部長
西北地域県民局地域連携部長
上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携部長
病院局運営部長
教育庁教育政策課長
警察本部総務事務推進課長

(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例

平成13年3月26日
青森県条例第1号

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成（以下「男女共同参画社会の形成」という。）の促進を図るとともに、健やかに子どもを生き育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを旨として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成（以下「子育て支援社会の形成」という。）の促進を図るため、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを設置する。

2 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県男女共同参画センター	青 森 市
青森県子ども家庭支援センター	青 森 市

(業務)

第2条 青森県男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画社会の形成に関する総合相談に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な業務

2 青森県子ども家庭支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 子育て及び家庭に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 子育て支援社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 子育て支援社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 子育て支援社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 子育て支援社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他子育て支援社会の形成の促進に関し必要な業務

(使用の承認)

第3条 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第5条 知事は、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理運営上支障があると認めるときは、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第6号で平成18年4月1日から施行）

附 則（平成26年条例第14号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第14号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1 イベントホール

区 分		金額（1時間につき）	
		特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために 使用する場合
入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合		1,355 円	2,710 円
入場料その他これに類する料金を徴収して使用する 場合	最高額が1,000円未満のとき	1,760 円	3,520 円
	最高額が1,000円以上2,000円未満のとき	2,030 円	4,060 円
	最高額が2,000円以上3,000円未満のとき	2,435 円	4,870 円
	最高額が3,000円以上のとき	2,710 円	5,420 円

2 研修室等

区 分	金額（1時間につき）	
	特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使用する 場合
大 研 修 室 1	515 円	1,030 円
大 研 修 室 2	515 円	1,030 円
小 研 修 室 1	190 円	380 円
小 研 修 室 2	190 円	380 円
小 研 修 室 3	165 円	330 円
和 式 研 修 室	115 円	230 円
保 健 指 導 室	395 円	790 円
調 理 実 習 室	285 円	570 円
工 作 室	250 円	500 円
講 師 控 室	125 円	250 円

備考 この表において「特定活動」とは、男女共同参画社会の形成又は子育て支援社会の形成の促進を図ることを目的として行う活動で知事が認めるものをいう。

(4) 青森県附属機関に関する条例 (抜粋)

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関(第3項に規定するものを除く。)の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第2項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第58条の8第3項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「新認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

(会長等)

第4条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県行政不服審査会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会(以下「社会福祉審議会」という。)、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会(以下「土地利用審査会」という。)、青森県都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長(青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあっては、委員長)が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。)及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」

という。)の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第12条第6項及び第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。
- 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

- 第9条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成13年7月青森県条例第50号)第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。
- 2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、三人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、一人とする。
 - 3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。
 - 5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
 - 6 苦情等部会の議決は、これをもって青森県男女共同参画審議会の議決とする。

(部会等)

第30条 法令に別に定めのあるもの及び第8条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和36年2月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条関係)(抜粋)

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。	2年	委員の互選

(5) 青森県男女共同参画審議会 委員名簿

任期：令和2年2月26日～令和4年2月25日

分野	氏名	役職等	備考
学術研究等	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部 教授	
	山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 助教	
	清水 和秀	弁護士	
産業・労働	小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会 専務理事	
	葛西 崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
	大澤 祥宏	日本労働組合総連合会青森県連合会 副事務局長	
	佐々木 綾子	青森県VIC・ウーマンの会 副会長	
	辺田 幸子	青森労働局 雇用環境・均等室長	
	三上 友子	株式会社I・M・S 代表取締役	
医療・福祉・教育	松木 哲文	公益社団法人青森県医師会 常任理事	
	小笠原 尚子	社会福祉法人福祉の里 統括本部人事部長	
	久保田 千夏	青森県高等学校長協会 人権教育委員会委員 (青森県立鶴田高等学校校長)	
地域・団体	千田 晶子	青森県男女共同参画推進協議会 副会長	
	蒔苗 志野	ダンス運動インストラクター	
	林 均	特定非営利活動法人あおもり男女共同参画を すすめる会 理事	

(敬称略)

令和3年6月8日現在

(6) 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975 (昭50)	国際婦人年 (目標：平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976～1985	国連婦人の十年 (目標：平等、発展、平和)		
1977 (昭52)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	4月 婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置
1979 (昭54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採決		5月 「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980 (昭55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		4月 婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 11月 「青森県女性団体連絡会」設立
1981 (昭56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985 (昭60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣
1986 (昭61)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる
1987 (昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平元)			7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990 (平2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平3)		「育児休業法」公布	
1992 (平4)		初代婦人問題担当大臣の設置	
1993 (平5)			4月 青少年婦人室から青少年女性課へ改組
1994 (平6)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1995 (平7)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化)	9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996 (平8)		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997 (平9)		男女共同参画審議会設置 (法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	1月 「あおり男女共同参画プラン21」策定 4月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001 (平13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	6月 「青森県男女共同参画センター」開館 7月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11月 「青森県男女共同参画審議会」設置
2002 (平14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課 (男女共同参画グループ) へ改組 6月 「あおり男女共同参画プラン21改訂版」を策定
2003 (平15)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2004 (平16)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる。
2005 (平17)	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006 (平18)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007 (平19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「あおり男女共同参画プラン 21」を「新あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008 (平20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。
2009 (平21)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	1月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 7月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010 (平22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC 第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2011 (平23)	UN Women 正式発足 UN Women 日本国内委員会発足		
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	2月 「新あおり男女共同参画プラン 21」を「第3次あおり男女共同参画プラン 21」に改定
2013 (平25)	UN Women 日本国内委員会を国連ウィメン日本協会に名称変更	女性の活躍を主な柱のひとつとして位置づけた「日本再興戦略」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」公布	12月 「青森県基本計画 未来を変える挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画全体を着実に進めていくための取組として位置付けられる。
2014 (平26)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P)においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況についてレビューを実施 安倍総理は、世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、2020年まで、指導的地位にいる人の3割を女性にする旨、宣言	186回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説において、①全ての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核である。②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から、全体で3割にすると発表 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定 女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告提出	3月 「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」策定
2015 (平27)	第59回国連婦人の地位委員会 (C S W) ・北京+20 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDG s)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	女性活躍加速のための重点方針 2015 策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2016 (平28)		女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 公共調達の取組指針に基づく加点点評価の取組を開始 女性活躍加速のための重点方針 2016 策定 女性の活躍推進のための開発戦略策定	
2017 (平29)		女性活躍加速のための重点方針 2017 策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正	2月 「第3次あおり男女共同参画プラン 21」を「第4次あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 あおり性暴力被害者支援センター開設
2018 (平30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 女性活躍加速のための重点方針 2018 策定	12月 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画の推進に共通して必要な取組として位置付けられる。

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2019 (平31、 令元)	W20 日本開催 (第5回WAW!) と同時開催	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 女性活躍加速のための重点方針 2019 策定	3月 「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」策定
2020 (令2)	第64回国連婦人の地位委員会 (CSW) ・北京+25	女性活躍加速のための重点方針 2020 策定 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2021 (令3)	ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム開催	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 の策定	

本書は、青森県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書として、本県における男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめたものです。

令和3年度版
青森県の男女共同参画の現状と施策
令和4年2月

編集・発行 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
住 所 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
電 話 017-734-9228
F A X 017-734-8050
E-m a i l seishonen@pref.aomori.lg.jp

※ この印刷物は、500部作成し、印刷経費は、1部あたり123.2円です。